

20th

宮城県社会福祉協議会 三団体統合20周年記録誌

この20年のあゆみ

平成17年度～令和6年度



社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

目次

宮城県社会福祉協議会経営理念・経営方針	3
統合20周年を迎えて	4
統合20周年を祝して	6
統合後の主要な歴代役員	7
●まえがき	
社会福祉制度の改革と福祉三団体の統合	8
●統合後20年のあゆみ	
I 地域福祉の総合的推進機関として	
経営方針1 地域福祉の推進	10
(1)住民主体のまちづくりを行う市町村社協等への活動支援	
(2)住民や関係機関への福祉に関する意識の高揚	
経営方針2 ボランティア・市民活動の推進	21
(1)次代を担う児童・生徒への福祉教育の推進	
(2)ボランティア・市民活動の活性化支援	
(3)大規模災害時におけるボランティア受入れ体制整備の支援と連絡調整	
経営方針3 権利擁護の推進	27
(1)住民や福祉サービス利用者が安心して暮らせる地域づくり	
(2)各施設・地域での生活の質の向上のため、第三者サービス評価制度等の推進	
経営方針4 福祉総合相談事業の実施	30
経営方針5 福祉人材の育成、研修の実施・人材確保	31
(1)質の高い福祉サービスが安定して提供できる専門性の向上	
(2)社会福祉従事者の確保と的確な就労支援	
経営方針6 元気高齢者の支援	35
経営方針7 先駆的事業の研究・実施	39
経営方針8 社会福祉事業者の経営支援	40
経営方針9 セーフティネット機能の発揮	41
経営方針10 県等への福祉施策の提言活動	43
経営方針11 自主、自立的経営の推進(事務局組織の強化)	44

II	地域福祉を推進するための施設サービスの提供機関として	
経営方針1	地域福祉の推進	47
経営方針3	権利擁護の推進	47
	障害者支援施設 宮城県船形の郷	48
	県北地域福祉サービスセンター	50
	障害福祉サービス事業所 宮城県援護寮	
	地域支援センターほほえみ	
	仙台北地域福祉サービスセンター	53
	在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家	
	地域支援センターぱれっと	
	県中央地域福祉サービスセンター	57
	福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園	
	障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園	
	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	
	地域支援センターしんぼし	
	介護研修施設 宮城県介護研修センター	63
	なごみなの里地域福祉サービスセンター	65
	特別養護老人ホーム 和風園	
	養護老人ホーム 偕楽園	
	地域支援センターなごみな	
	救護施設 太白荘	71
III	本会運営が終了した施設	
1	特別養護老人ホーム 宮城県敬風園	73
2	老人休養ホーム なかやま山荘	73
3	仙台南地域福祉サービスセンター	73
●	資料編	
I	市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定状況	74
II	宮城県内の市町村社協の合併の状況	75
III	役員・評議員名簿	76
IV	平成17年度と令和6年度の体制の比較	78
V	統合前の三団体の概要	79
VI	統合から20年の年表	84

宮城県社会福祉協議会 経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むとともに、公共性の高い施設運営を通じて、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経営方針

- 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- 2 地域における福祉サービスの担い手確保・育成に対する支援
- 3 安心して地域で暮らし続けられる支援体制の整備
- 4 安定的・継続的に地域福祉を推進するための運営基盤の強化
- 5 本会施設等における質の高いサービスの提供とセーフティネット機能の発揮
(令和6年度事業計画より)



統合20周年を迎えて

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 会長
宮川 耕 一

平成17年4月に宮城県社会福祉協議会、宮城県福祉事業団、宮城いきいき財団の三団体が統合して新たな歩みを始めてから、おかげさまで今年で20周年を迎えることができました。

これもひとえに、歴代の役職員の皆様の御努力と、御関係の皆様様の御指導、御支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

また、この間、村井嘉浩宮城県知事をはじめ宮城県の皆様には、本会の運営全般にわたり温かい御配慮と御支援を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

三団体が統合したのは、いわゆる社会福祉基礎構造改革として、国を挙げて、措置制度から利用制度への転換、福祉需要の多様化を見据えた社会福祉事業の拡充、地方自治体の地域福祉への関与の強化などが進められ、我が県においても、それらに対応して総合的に地域福祉を推進する体制を整備する必要性が高まりつつあった時期に当たっています。

県立の障害者入所施設などの運営を担い、実践的活動の経験を積んだ職員が施設を拠点に入所者の地域移行にも取り組んでいた宮城県福祉事業団と、権利擁護や福祉関係団体への支援、ボランティアの育成などを通じ地域福祉の推進に取り組む宮城県社会福祉協議会、そして、豊かな経験と知識・技能を持つシニアの社会参加を後押しする事業を行っていた宮城いきいき財団の三団体を統合し、一体の組織として総合力を発揮できるようにすることは、そうした時代の要請に適ったものでもありました。

統合後は、我が県の地域福祉を総合的かつ効果的に推進していくための中核的機関としての役割を果たすべく、地域福祉に関係する団体や個人のネットワーク化、住民主体のまちづくりを行う市町村社協や福祉事業者への支援、施設を拠点とした障害者や高齢者の地域自立生活支援、ボランティアの育成や市民活動への支援などに総力を挙げて取り組んでまいりました。

この間には、東日本大震災や令和元年東日本台風災害、新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどの未曾有の災害にも直面しましたが、県はじめ関係機関と連携し、被災された方の生活再建支援や地域コミュニティの再生などにも取り組んでまいりました。

本会は、このように、統合時に目指した「総合的な支援機能を備えた地域福祉の中核機関」たるべく、この二十年間で着実に成長を遂げてまいりましたが、一方で、中核機関に期待される役割は、時

代とともに変わり続けるものであり、本会は、今もなお、そうした変化に対応しようとして進化し続けている途上にあります。

今、私たちは、少子高齢化や人口減少、物価高騰などが急激に進む中、福祉課題の複合化・複雑化・個別化、さらに災害の激甚化・頻発化といった課題に直面しております。

今年中にいわゆる「団塊の世代」全員が75歳以上の後期高齢者となり、我が国人口に占める後期高齢者の割合が約2割となると推計されており、地域における生産年齢人口の減少ともあいまって、生活課題の一層の広がりには拍車をかけることも危惧されております。

本会では、これからも県民の皆様の御期待に応えられるよう、県と共同で設立した宮城県地域共生社会推進会議を中心として、各地域の実情に即した地域共生社会の実現を目指し、福祉分野にとどまらず、経済分野や教育分野など様々な関係者にも連携の輪を広げ、これまでの取組をさらに前に進めてまいります。

これまでの本会職員の献身的な努力と、県をはじめ関係機関・団体の皆様の御指導、御協力に、改めて感謝申し上げますとともに、これからも、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

統合後、本会に入職した職員は、本会の各施設や各部署を異動で一通り経験するようになりました。施設で障害をお持ちの方や御高齢の方の介護を実際に行った職員が、コミュニティにおける地域福祉の実践や権利擁護、福祉人材の育成、法人運営などに携わることで、地域福祉の中核機関としての役割を果たす上でこれ以上ない知識経験を持つ、慈愛に満ちた素晴らしい「人財」が数多く育っております。

これも統合の効果であり、そうした職員は本会の誇りでもあることを最後に記しておきたいと思えます。

この記録誌が、本会の良き伝統を引き継ぎながら、地域福祉をさらに発展させるために、少しでもお役に立てば幸いです。



統合20周年を祝して

宮城県知事 村井 嘉浩

このたび、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人宮城県福祉事業団、財団法人宮城いきいき財団の三団体統合から20周年を迎え、記録誌を刊行されますことを、心からお祝い申し上げます。

貴会におかれては、統合以前から、県域の地域福祉の推進、災害時等における他施設入所者の受入や利用者のセーフティ機能を備えた福祉施設の運営、高齢者の人材活用の推進などに取り組んでこられ、統合後も引き続き御尽力いただいております。宮川耕一会長をはじめ、関係の皆様におかれましては、これまでの本県の地域福祉の推進に多大なる貢献をいただいておりますことに、心から敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

この20年間を振り返りますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、全国各地で大規模な災害が発生し、災害対応がクローズアップされてきました。

また、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化等に伴い、従来の制度や分野の枠では支援の手が届きにくい、複雑化・複合化した福祉課題が顕在化してきたことにより、多くの方々が地域社会とつながりをもちながら安心して生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現が求められているところです。

そのような中、貴会は、東日本大震災発生時、発災翌日に災害ボランティアセンターを設置したほか、「震災復興・地域福祉部」を設置し、震災からの復興に向け、市町村社会福祉協議会の支援を行っていただきました。このほか、災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局として、県内外における災害発生時に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣調整も行っていただきました。さらに、県と共同で「地域共生社会推進会議」を設置し、地域共生社会の実現や孤独・孤立対策の推進に向け鋭意取り組んでいただいているところです。

さて、県では、県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」において、政策推進の基本方向として、「だれもが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を柱の一つとしており、多様な主体がいきいきと社会に関わることができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動の促進などに取り組むこととしております。

このような中、貴会におかれては、理念として「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を掲げ、県全体の地域福祉推進に向け取り組んでこられたところであり、引き続き、本県の地域福祉の中核的な組織として、御尽力いただくとともに、県行政についてもこれまで以上に御協力賜りますようお願いいたします。

結びに、貴会のさらなる御発展と、関係者の皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

統合後の主要な歴代役員

年度	会長	副会長		専務理事	常務理事
平成17年度	浅野 史郎 H17.4 ~ H19.3	吉田 瑞宗 H17.4 ~ H20.5	田島 良昭 H17.4 ~ H17.11	高橋 俊一 H17.4 ~ H19.3	村上 秀一 H17.4 ~ H22.3
平成18年度	↓			↓	
平成19年度	加藤 正人 H19.4 ~ H22.3	↓	神山 一志 H19.6 ~ H22.3	神山 一志 (兼務)	
平成20年度		遠藤 敏栄 H20.5 ~ H29.5	↓		
平成21年度	↓		↓	↓	↓
平成22年度	三浦 俊一 H22.4 ~ H26.5		佐藤 力 H22.4 ~ H25.3	佐藤 力 (兼務)	畠山 英博 H22.4 ~ H24.3
平成23年度			↓		↓
平成24年度			↓	↓	庄司 典夫 H24.4 ~ H29.3
平成25年度	↓		高橋 信宏 H25.4 ~ H30.3	高橋 信宏 (兼務)	
平成26年度	鈴木 隆一 H26.6 ~ R1.6				
平成27年度					
平成28年度		↓			↓
平成29年度		黒沼 篤司 H29.6 ~ R5.2	↓	↓	
平成30年度	↓		加藤 睦男 H30.6 ~ R2.6	加藤 睦男 (兼務)	
平成31年度 令和元年度	本木 隆 R1.6 ~ R2.6		↓	↓	
令和2年度	加藤 睦男 R2.6 ~ R5.6		伊藤 吉隆 R2.6 ~	伊藤 吉隆 (兼務)	
令和3年度					
令和4年度	↓	↓			
令和5年度	宮川 耕一 R5.6 ~	高橋 栄徳 R5.6 ~			
令和6年度	↓				

社会福祉制度の改革と福祉三団体の統合

全国初となる県域福祉三団体の統合は、平成9年から続く社会福祉諸制度等の変化を背景に進められました。この時期は、社会福祉基礎構造の改革に加え、地方分権や市町村合併が進むなど、地域福祉の歴史において大きな転換期となりました。

「社会福祉基礎構造改革」と社会福祉法の施行

当時の厚生省は、増大・多様化する国民の社会福祉ニーズに対応するため社会福祉基礎構造改革※を進め、平成12年4月に社会福祉事業法が社会福祉法となり、福祉サービス提供の仕組みが「措置」から「契約」へ転換され、民間サービスの導入が行われました。

改正された社会福祉法では、「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」や「地域福祉の推進」が定義され、様々なサービスの中から利用者自身が選択できる情報提供の確立、また「福祉サービスの質の向上」を目指した民間事業者の参入の促進と自己評価の実施等、各種事業が実施されました。

利用者保護の観点から「地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）」「福祉サービスにおける苦情解決事業（運営適正化委員会）」が創設され、福祉サービスの質の向上のための「福祉サービス第三者評価事業」、介護保険事業運営の透明性確保のため「介護サービス情報公表事業」は、サービス利用者の選択に資するため実施されました。

地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を改革の柱として、各種事業が実施されました。

「みやぎの福祉・夢プラン」と三団体への期待

宮城県においては、平成9年に「みやぎの福祉夢プラン」を策定し『地域で自分らしい生活を安心して送れる社会』の実現に向け、福祉サービスの「量的」拡大を図るとともに利用者本位の理念に基づくサービスの「質的」向上に努めていました。

社会福祉法の理念の明確化を受けて、平成14年3月に見直された夢プランでは、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に市町村社協支援と地域福祉を推進する役割を、宮城県福祉事業団（以下「事業団」という。）には障害・高齢の施設運営の専門性から、施設入所者の脱施設化、施設を拠点に地域生活支援の実践を広げることが期待されていました。宮城いきいき財団（以下「財団」という。）には、元気高齢者の生きがい対策が重要な役割として位置付けられました。

宮城県による「三団体統合」の提案と協議

社会福祉制度の変化を受け、社会福祉法で規定されている「都道府県社会福祉協議会」に対し、市町村の社会福祉協議会を支援できる力を持つことが期待され、平成15年10月に県から三団体に対し、総合的機能を持つ地域福祉推進機関の必要性と組織統合の提案が出されました。

基礎自治体である石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市が広域で合併し、社協も各地域で積み上げてきた福祉活動や事業の方向性、きめ細かな事業の継続などの課題を抱えていたため、合併後の社協活動への支援、障害・高齢者の福祉サービスの機能強化、災害時のボランティア運営支援など、県社協への期待は強いものがあり、喫緊の課題でした。

提案を受けた三団体は、法人内部で協議を重ね平成17年4月の統合を目指し、平成16年度中に課題解決の協議を進めながら統合準備を行うことになりました。

統合の必要性としては、現在の三団体でそれぞれ不足するものを補い合うことや、障害・高齢者福祉分野のサービスを県内に普及していくにあたり、サービス事業の専門的知識を持つ必要性があげられ、平成16年4月以降の「合併推進協議会」等での協議を重ね、平成16年10月29日締結の合併協定書の「新法人の理念」と「11の経営方針」で具体化されました。



上記の三団体統合の契約書・協定書をもって合併調印式を行い、同年11月末に合併認可申請を行いました。

高齢者や障害者が地域で生活する仕組みをより早く整え、これまで以上に本県における地域福祉の推進が図られることを狙いとして、平成17年4月1日に県社協と事業団の合併、財団の解散吸収という形で三団体の統合が実現しました。

※社会福祉事業法等改正法案大綱骨子（厚生省）抜粋

I 趣 旨

- 本改革は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものである。
- この見直しは、介護保険制度の円滑な施行（平成12年4月1日施行）、成年後見制度の導入（平成12年4月1日施行予定）、規制緩和推進計画の実施（平成11年度以降）、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資するものであり、早急に実施する必要がある。

II 理 念

- 個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、本改革を推進する。
- 具体的な改革の方向
 - (1) 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
 - (2) 質の高い福祉サービスの拡充
 - (3) 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

統合後20年のあゆみ

統合当初に掲げた経営方針ごとの取組と成果

I 地域福祉の総合的推進機関として

経営方針1 地域福祉の推進

市町村社会福祉協議会、各種福祉団体、NPO、民間事業者、医療・保健・福祉・就労・教育機関、県、市町村等と連携・協働し、地域でいきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進していきます。

(1) 住民主体のまちづくりを行う市町村社協等への活動支援

市町村社協を総合的に支援するという目的を達成するため、統合直後から「福祉サービスコンサルティング事業」や「社協あり方検討委員会」などで、今後の社協のあり方の検討や、課題解決のため事業の提案などを行いました。

当時の市町村社協の抱える課題は、市町村合併後の社協活動を地域の実情に応じ推進していくことや、社協の運営基盤（会費や広報活動・理事会の運営など）の強化、職員の確保・育成・定着など多岐にわたっていました。

それらの課題を解決するため、平成19年度から定期的に市町村社協を訪問し、課題を協議する「市町村社協継続支援事業」や「社協活動実践研究委員会」で、社協職員自らが学習しながら実践につなぐ活動を行い、その成果を地域福祉セミナーで発表しました。

東日本大震災後は、本会の地域福祉推進計画に基づく支援による、被災した沿岸部の地域再生と併せ、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や、県内における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村社協等への支援を行いました。また、社協間の連携と基盤強化のために設立した市町村社会福祉協議会連絡会において課題の整理を進め、圏域会議等を通して県内の地域福祉活動の推進を図っています。

改正社会福祉法の施行により、平成30年度から各市町村において包括的な支援体制の整備が努力義務化され、令和3年度からは重層的支援体制整備事業が創設されました。本会も、県と「宮城県地域共生社会推進会議」を設置し、事例紹介やアドバイザー派遣、コミュニティソーシャルワーク研修などを通して、市町村、市町村社協、福祉団体等を支援するとともに、地域共生社会の実現に向けた機運の醸成に努めています。

① 福祉サービスコンサルティング事業の実施

事業期間	平成17年4月から2年間	
背景/根拠法令	「市町村社協への総合的な支援」のモデル事業として企画	
事業目的	福祉サービス事業の具体化、サービス提供体制の標準化・底上げを図るため、本会が総合的に支援・コーディネートにあたり、安定経営と地域福祉の向上・推進につなげる。	
対象	市町村・市町村社協	
事業内容	市町村や市町村社協等から事業の企画や実施の相談を受け、アドバイスや職員派遣、一定期間の協働での事業実施について、話し合いながら進めていく事業。 ニーズに応じて助言を行うアドバイス事業や、本会から施策推進アドバイザースタッフを派遣し、具体的事業の企画・調整を行うアドバイザースタッフ派遣事業等を実施した。	福祉サービスコンサルティング事業利用の流れ
事業成果	市町村社協の主なニーズが運営基盤の改善であることが分かった。	
後継施策	平成19年度から市町村社協継続支援事業、社協活動実践研究委員会へ移行した。また、小規模作業所の法定施設化については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「新体系サービス等移行等支援事業」として本会が実施することとなった。	

② 社協あり方検討委員会の設置

事業期間	平成17年4月から2年間
背景/根拠法令	社会福祉基礎構造改革等による地域福祉の確立等の社会福祉の情勢変化
事業目的	社会福祉の情勢変化の中で、社協が地域福祉の中心的な役割をもつ団体として、あるべき姿を検討・協議する。
対象	市町村社協
事業内容	社協の今後のあり方を検討・協議することを目的として、市町村社協及び県社協職員を委員とする委員会を設置した。 市町村社協から20名以上の参加を得て、「組織検討」「経営改善」「事業推進」の3部会で延べ45回の委員会を開催した。平成18年7月の社協フォーラムで、中間報告として今後の課題を報告した。
事業成果	市町村社協が障害サービス事業を独自の判断で実施することは難しいことや、すべての社協が事業型社協ではないことなどを確認し、社協の基本的なあり方を再度確認することができ、市町村社協継続支援事業や社協活動実践研究委員会につながった。
後継施策	平成19年度から市町村社協継続支援事業、社協活動実践研究委員会へ移行した。

③ 市町村社協継続支援事業の実施

事業期間	平成19年6月から4年間
背景/根拠法令	社協あり方検討委員会報告書
事業目的	市町村社協の課題に対し、改善に向けて本会が継続的に支援し、組織基盤の強化につながるもの。
対象	課題解決を希望する市町村社協
事業概要	市町村社協が抱える個別課題に対し、本会が継続的に関わり、専門家の派遣等を通して課題の改善を目指す事業。年間で3社協程度をモデルとして指定し、課題解決に取り組むとともに、取組事例を取りまとめた他の社協へも普及していくことを狙いとしました。
事業成果	それぞれの社協が抱える個別課題や状況を理解し、課題の解決に取り組んだ。継続して関わることで、顔の見える関係が構築でき、支援を通して組織基盤の強化につながった。
後継施策	市町村社協地域福祉活動計画の策定を支援している。

④ 社協活動実践研究委員会の設置

事業期間	平成19年7月から4年間	 <p>社協活動実践研究委員会報告書</p>
背景/根拠法令	社協あり方検討委員会報告書	
事業目的	社協あり方検討委員会の報告書を踏まえて、あるべき姿に到達するために必要な具体的実践手法を研究していくこと。	
対象	市町村社協・県社協職員	
事業内容	社協活動の運営に関し、課題テーマごとに市町村社協と県社協職員が委員会を設置し、自らが学びながら改善手法を見出す研究・実践事業。構成員・会員会費制度、広報と情報発信、役員体制、人材育成、事業の再構築、地域福祉活動計画の策定等のテーマごとに実態を把握し、具体的な実践の手法をまとめた。	
事業成果	委員会での調査研究や、事例のまとめ、報告書の作成等を通して、課題に対して取り組む手法を市町村社協に広めることができた。	
後継施策	市町村社協地域福祉活動計画の策定を支援している。	

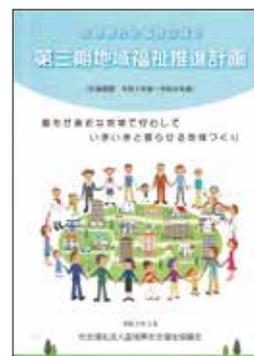
⑤ 市町村社協地域福祉活動計画の策定支援

事業期間	平成21年度から継続	
背景/根拠法令	社協活動実践研究委員会報告書	
事業目的	社協活動に重要な「地域福祉活動計画」を、市町村社協が住民の参加を得て策定することを支援する。	
対象	市町村社協	
事業内容	地域福祉活動計画の策定に係る研修の実施や、策定委員として本会職員を派遣するなどの支援を行っている。 社協活動実践研究委員会での学びから、地域福祉活動計画の策定意義を共有し、必要に応じて市町村社協へ策定委員として関わり、各社協で住民参加を得て地域福祉活動計画を策定している。	
事業成果	地域福祉活動計画を策定した社協では、活動の方向性が定まるとともに、策定を通して行政や住民との関係構築が図られ、組織基盤の強化や円滑な事業実施につながっている。	
課題	令和6年度末時点で27社協が策定し、4社協が未策定、4社協が未更新である。(巻末資料参照)	
今後の方針	未策定・未更新社協の策定支援を行う。	

山元町社協地域福祉活動計画策定委員会

⑥ 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定

事業期間	平成25年度から継続
背景/根拠法令	社会を取り巻く環境が大きく変化し、県民の福祉に対するニーズが多様化する中で、地域福祉の分野においても社会情勢の変化に即した施策の推進が求められていた。
事業目的	社会情勢の変化に即した福祉施策の推進が求められる中で、計画的、総合的に地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動の基本となる計画を策定する。
対象	県社協
事業内容	社会情勢の変化に即した福祉施策を計画的、総合的に推進するため、平成25年度から平成29年度までを推進期間とする「地域福祉推進計画」、平成30年度から令和4年度までを推進期間とする「第二期地域福祉推進計画」、令和5年度から令和8年度までを推進期間とする「第三期地域福祉推進計画」を策定している。
事業成果	本会の事業を計画的に実施することができた。
課題	内部評価だけではなく外部評価者の評価も踏まえ、今後の事業に活かすとともに、第四期地域福祉推進計画に反映させる。
今後の方針	県が策定する「宮城県地域福祉支援計画」を踏まえて、第四期地域福祉推進計画を策定する。

地域福祉推進計画
(平成25～29年度)第二期地域福祉推進計画
(平成30年度～令和4年度)第三期地域福祉推進計画
(令和5～8年度)

⑦ コミュニティソーシャルワーク研修の実施

事業期間	平成25年度から継続	 <p>コミュニティソーシャルワーク研修の様子</p>
背景/根拠法令	宮城県地域福祉支援計画 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画	
事業目的	個別支援と地域支援を行う人材の養成	
対象	市町村、市町村社協・地域福祉関係機関等	
事業内容	各種制度・サービスや住民の援助などを組み合わせて、課題を抱えた方に対してその解決に向けた調整を行うとともに、新しい仕組みづくりに向けた取組を行うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。	
事業成果	社協職員だけではなく、福祉に携わる幅広い職種の方々が受講し、地域福祉推進の重要な役割を担う人材の養成につながっている。	
課題	コミュニティソーシャルワーカーを専任配置できる市町村社協は少ない。	



コミュニティソーシャルワーク研修の様子

コミュニティソーシャルワーク研修終了者数(人)

	実践研修	ステップアップ研修
平成25年度～令和2年度	288	
令和3年度	56	18
令和4年度	30	10
令和5年度	38	13
令和6年度	33	10
計	445	51

※ステップアップ研修は令和3年度から実施している。

⑧ 宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局の運営

事業期間	平成27年度から継続	 <p>連絡会議の様子</p>
背景/根拠法令	改正介護保険法	
事業目的	市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業について、情報交換や市町村の課題を解決することを目的とする。	
対象	市町村・市町村社協等	
事業内容	有識者、事業者団体、行政等で構成される連絡会議の開催のほか、個別訪問やアドバイザー派遣、情報交換会等を通して、地域の支え合いや生活支援の充実に向けた市町村の取組を支援している。	
事業成果	市町村への積極的なアウトリーチにより顔の見える関係を構築してきた。住民同士や多様な主体により支え合う地域づくりの取組を共有し合うことにより、県内の地域包括ケアシステムの推進を図ってきた。	
課題	事業評価や事業の見える化のほか、取組成果が見えづらいこと。	

⑨ 市町村社会福祉協議会連絡会の設立

事業期間	平成29年度から継続	 <p>会議の様子</p>
背景/根拠法令	東日本大震災による被災者支援、生活困窮者自立支援法、地域包括ケアシステム、社会福祉法人の公益的な取組など。	
事業目的	上記の背景により直面する諸課題について協議し、解決に向けて力を合わせて運営基盤強化と地域福祉の推進を図ること。	
対象	市町村社協	
事業内容	県内市町村社協が抱える課題を当事者間で検討、協議し、基盤強化を図る。そのほか、連携強化のための情報交換・交流、役職員の資質の向上に関する取組を行った。	
事業成果	市町村社協が自ら課題を検討することができた。また、市町村社協からの要望を受け、本会が実施する階層別研修への市町村社協職員の参加につながった。	
課題	市町村社協のみでは対応できない課題が多い。	

⑩ 地域における子どもの貧困対策モデル事業

事業期間	令和2年度から3年間
背景/根拠法令	令和元年6月の子どもの貧困対策推進法の改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策に関する具体的な施策の検討が義務化されたことから、県内の取組の先導的事業となるよう、県子育て社会推進室からモデル事業を委託された。
事業目的	地域のニーズに応じた支援・取組が進まない地域での取組を推進する組織を育成するもの。
対象	社会福祉法人
事業内容	取組に前向きな社会福祉法人等に対して、実施に向けた企画・調整等の支援を行い、地域の資源とニーズに応じた事業をモデル的に実施するもの。
事業成果	モデル事業として取り組んだ法人の多くでは、本事業が終了した後も継続して実施しているものも多く、子ども食堂などの事業ではモデル地区から市町村内全域へと広がりを見せているものもある。



気仙沼市の子ども食堂



社会福祉法人ライフの学校「寺子屋」(無料学習支援)

⑪ 地域共生社会の実現に向けた取組（宮城県地域共生社会推進会議）

事業期間	令和3年度から継続
背景/根拠法令	平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 平成29年 改正社会福祉法 令和2年 改正社会福祉法
事業目的	県内市町村や市町村社協、地域福祉に携わる各種団体等が連携・協力し、地域共生社会の理解とつながりを深め、地域共生社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、構成員等の取組を推進することを目的とする。
対象	市町村、市町村社協、福祉団体等
事業内容	令和4年2月に県と本会が共同して宮城県地域共生社会推進会議を設立した。推進会議の開催による理解促進や活動紹介、情報提供を行うほか、アドバイザー派遣を活用した取組支援、コミュニティソーシャルワーク研修での人材育成等を行っている。
事業成果	地域共生社会の実現に関する取組事例の共有やアドバイザー派遣等を実施し、機運の醸成に寄与している。
課題	地域共生社会の実現に向けて、構成員等の取組の推進や、さらなる機運の醸成を図るため、継続して取り組んでいく必要がある。
今後の方針	福祉分野外の団体との連携を深め、これまでの取組をさらに進めていく。



令和5年度第2回宮城県地域共生社会推進会議の様子



令和6年度第2回宮城県地域共生社会推進会議の様子

◎生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金事業は、昭和27年以降全国的に展開された民生委員の世帯更生運動の進展により昭和30年に誕生した世帯更生資金貸付制度を基に現在に至ります。制度の内容は国内情勢の移り変わりに則して改正されました。

〈主な改正〉

- (1) 平成21年10月にはリーマンショックに伴う厳しい雇用情勢に対応するため、失業等により日常生活全般に課題を抱えている方を対象に「総合支援資金」が創設された。
- (2) 平成25年2月には、教育支援資金において高等学校の授業料等の滞納により卒業できない恐れのある生徒に対して、滞納分を遡及して貸し付けができるよう措置が講じられた。
- (3) 令和2年4月には、生活困窮者自立支援法に基づき、確実性のある生活の自立を促すため、総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が貸付要件とされた。

平成21年10月の生活福祉資金制度の大改正で貸付要件が緩和され、償還金滞納の増加が懸念されたことから、自立支援を必要とする借受人の状況把握と償還指導について、市町村社協の協力を得ながら債権管理を行う「生活福祉資金債権管理計画」を平成24年度に策定し、償還の促進を図りました。市町村社協が支援する滞納世帯への個別支援計画を作り、丁寧に1件ずつ償還指導をしていくモデル事業の展開もこの時期でした。

令和5年3月には、市町村社協との事務委託契約を過去の制度改正や国からの通知等に対応する内容に改めるため、新たな契約を全市町村社協と締結し、市町村社協と県社協の借受人の支援に係る役割分担等を見直しました。

東日本大震災やコロナ禍における本会の対応と結果

平成23年3月の東日本大震災において、多くの県民が被災しました。本会では、約4万件の緊急小口資金特例貸付と約200件の復興支援資金の貸付を行い、当面の生活費の不足に対応しました。

令和2年2月から国内で蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した世帯の資金需要に応える特例貸付4種類が創設され延べ約5万件の貸付を行いました。

それぞれの貸付で、一定の効果はありましたが、世帯の自立につなげるために解決しなければならない課題は多く、貸付が終わった現在でも個々の世帯の状況に合った相談支援として、コールセンターを設置しての償還指導や償還猶予や償還免除制度の案内のほか、生活再建の相談機関の紹介などの寄り添い支援を続けています。

⑫ 生活福祉資金貸付事業

事業期間	昭和30年度から
背景/根拠法令	社会福祉法第2条第2項第7号 生活福祉資金貸付制度要綱
事業目的	低所得者、障害者、高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進
対象	ほかの貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
事業内容	都道府県社協を実施主体とし、市町村社協が相談支援を兼ねた受付窓口となり、一時的な資金不足にある低所得世帯等に対し、目的に応じた資金を種別毎の限度額内で貸し付けるもの。一定条件の下で貸付利子を付さないことと、据置期間を含めて返済は長期間の設定が可能となっている。
事業経緯	昭和30年8月：世帯更正資金制度として事業開始 平成2年10月：生活福祉資金貸付制度に変更 平成21年10月：資金種類の整理・統合を含めた制度要綱の大改正 資金の種類は大別すると、失業等による生活の立て直しのための「総合支援資金」、一時的な生活資金や緊急的な少額費用に充てる「福祉資金」、進学や就学に要する費用としての「教育支援資金」、現に居住する不動産を担保として貸し付ける「不動産担保型生活資金」が設けられている。
事業成果	一部の資金を除き、民生委員の相談・調査を経て市町村社協が受付窓口となることから、借入申込みから返済までの継続的な相談支援につながっている。また、福祉事務所の「意見書」や自立相談支援機関の利用を義務付ける貸付資金もあり、借受人世帯を支援するために関係機関の連携が図られる制度となっている。
課題	借受人世帯は、元々収入の少ない世帯であり、資金の借入後に生活状況が悪化し返済が進まない世帯も多い。
今後の方針	借受人・借受世帯の属性に応じた個別の債権管理を市町村社協と協働して強化する。

生活福祉資金貸付状況（特例以外の通常貸付）

金額の単位：千円

年度	H17	H18	H19	H20 _{※1}	H21 _{※1}	H22	H23	H24	H25	H26
件数	64	72	53	91	568	444	99	101	124	128
金額	86,193	76,283	44,244	115,550	312,198	198,040	64,009	79,341	65,085	75,091
年度	H27	H28	H29	H30	R1 _{※2}	R2	R3	R4	R5	R6
件数	88	67	70	95	181	109	96	161	175	75
金額	46,011	41,733	36,325	105,787	154,390	132,263	108,468	128,110	95,548	50,864

※1：リーマンショックによる経済危機対策の一環として「臨時特例つなぎ資金貸付制度」の創設に伴う貸付の増

※2：令和元年東日本台風「台風19号」の被害による緊急小口資金貸付の増

⑬ 東日本大震災時の生活福祉資金貸付

事業期間	平成23年3月27日から平成23年5月10日まで(受付期間)
背景/根拠法令	生活福祉資金貸付(福祉資金[緊急小口資金])の特例について
事業目的	東日本大震災により被災した世帯の当座の生活費の貸付け
対象	災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要となった地域に住所を有する世帯
事業内容	市町村社協及び特設会場を受付窓口とし、県外の社協職員の応援をもらいながら借入申請を受け付け、甚大な被害のあった地域においては、現金による貸付を行った。 貸付限度額：一世帯100,000円(一定要件の下で200,000円)、償還期間最長2年24回
事業経緯	【貸付件数・貸付金額】 40,252件 5,682,222千円 【県外社協からの応援】 山形県・近畿・中国・四国ブロック社協から実人員133人、延べ635人
事業成果	被災者においては、他の貸付制度や義援金等が配分されるまでの一時的な生活費に充てられたことは一定の成果が認められた。一方で受付期間が短く、制度の周知が行き渡らない世帯からは、制度の終了後においても問い合わせや苦情が多く寄せられた。
後継施策	通常の償還に向けた督促業務を行うも、貸付後の転居者や所在不明者も多く、借受人の追跡調査に多くの時間を割いた。令和5・6年度においては、弁護士法人へ債権回収業務を委託し未収金縮減対策を講じた。

⑭ 新型コロナ特例貸付

事業期間	令和2年3月25日から令和4年9月30日まで(受付期間)																																							
背景/根拠法令	生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について																																							
事業目的	新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により収入が減少した世帯に対する資金の貸付け																																							
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減収した世帯																																							
事業内容	市町村社協を相談・申請の窓口とするも、感染防止対策から当初は郵送申込を可能としたこと、民生委員の相談支援を省略したこと、緊急小口資金は、一時期、ゆうちょ銀行及び労働金庫にも受付事務を委託し実施された。 貸付限度額： 緊急小口資金 一世帯200,000円(単身世帯100,000円)、償還期間最長2年24回 総合支援資金(初回)一世帯600,000円(単身世帯450,000円)を3月の分割貸付、償還期間最長10年120回 ※総合支援資金(初回)までの貸付でも生活状況の改善が見込めない世帯については、延長貸付、再貸付の追加貸付が可能となっていた。																																							
事業経緯	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">緊急小口資金</th> <th colspan="2">総合支援資金(初回・延長・再貸付の3種類)</th> </tr> <tr> <th>決定件数</th> <th>決定金額</th> <th>決定件数</th> <th>決定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>260件</td> <td>40,940千円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>14,924件</td> <td>2,578,580千円</td> <td>9,222件</td> <td>4,734,218千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,467件</td> <td>1,391,590千円</td> <td>13,667件</td> <td>7,098,220千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,137件</td> <td>404,540千円</td> <td>1,800件</td> <td>972,910千円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>24,788件</td> <td>4,415,650千円</td> <td>24,689件</td> <td>12,805,348千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,477件</td> <td>17,220,998千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		緊急小口資金		総合支援資金(初回・延長・再貸付の3種類)		決定件数	決定金額	決定件数	決定金額	令和元年度	260件	40,940千円	—	—	令和2年度	14,924件	2,578,580千円	9,222件	4,734,218千円	令和3年度	7,467件	1,391,590千円	13,667件	7,098,220千円	令和4年度	2,137件	404,540千円	1,800件	972,910千円	小計	24,788件	4,415,650千円	24,689件	12,805,348千円	合計	49,477件	17,220,998千円		
	緊急小口資金		総合支援資金(初回・延長・再貸付の3種類)																																					
	決定件数	決定金額	決定件数	決定金額																																				
令和元年度	260件	40,940千円	—	—																																				
令和2年度	14,924件	2,578,580千円	9,222件	4,734,218千円																																				
令和3年度	7,467件	1,391,590千円	13,667件	7,098,220千円																																				
令和4年度	2,137件	404,540千円	1,800件	972,910千円																																				
小計	24,788件	4,415,650千円	24,689件	12,805,348千円																																				
合計	49,477件	17,220,998千円																																						
事業成果	世帯によっては、借入金額最大200万円に上り、住民税が非課税となった場合は償還免除ができるなどの免除要件の大幅な緩和によって、特に困窮世帯にとっては生活再建の資金として有効に機能したと推測される。一方で、社協における生活福祉資金の本来の目的である生活の自立のための相談支援業務が省略され、災害時や非常時での特例貸付けのあり方が問われる制度となった。																																							
後継施策	債権管理のあり方として、償還の促進を図る一方で、通常の福祉資金にはない免除要件に大幅に緩和されたことなどの背景から、償還免除者や償還猶予者を重点に借受人に対しプッシュ型のフォローアップ事業を行うこととされた。																																							

(2) 住民や関係機関への福祉に関する意識の高揚

統合初期は、地域福祉全般の情報と運営施設の情報、元気高齢者の意識高揚のための情報など、組織として把握する情報が多岐にわたりました。それらの情報を総合的に広報紙やホームページなどで紹介、提供していくことが必要であると考え、情報発信を通して福祉に関する意識の高揚に取り組んできました。

情報提供・広報	
事業期間	平成17年度から
背景/根拠法令	社会福祉法第110条
事業目的	県社協のもつ総合的な福祉情報を、県民や福祉関係者に広く伝え、福祉に関する理解を促進すること。
対象	県民、福祉関係者等
事業内容	広報誌「福祉みやぎ」は現在年6回発行し、本会会員等を対象として約2,000か所に14,500部を送付している。ホームページは、より見やすくなるように令和4年度からリニューアルしており、地域福祉に関する情報や運営施設の情報、研修情報等も掲載し、毎月20,000件程度のアクセス数となっている。
事業成果	福祉事業所だけではなく、公共機関や各種学校など幅広く送付しており、県民の社会福祉に対する意識の高揚に寄与している。
今後の方針	福祉分野の関係者だけではなく、様々な分野の方々にも分かりやすい内容となるよう留意し、福祉みやぎの発行を継続していく。ホームページについては、掲載内容の充実を図り、魅力のあるホームページとなるよう努めていく。

広報誌「福祉みやぎ」



本会ホームページ



経営方針2 ボランティア・市民活動の推進

多様なボランティア・市民活動の支援と住民参画の基盤づくりを図っていきます。

(1) 次代を担う児童・生徒への福祉教育の推進

古くは、昭和46年から学校を指定し市町村社協と連携して行う「福祉教育・ボランティア学習推進協力事業」により福祉教育を推進しましたが、平成19年からは子どもだけでなく地域住民が主体となって地域福祉を進めていくための土台作りを目的とした「地域指定福祉教育推進事業」へと移行しました。事業を実施した市町村社協では、地域住民も参加する充実した活動が展開されているほか、取組地域も増えるという波及効果も出ています。

地域指定福祉教育推進事業

事業期間	平成19年4月から継続
背景/根拠法令	社会福祉法第89条の規定に基づく、国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（厚生省告示第117号）
事業目的	地域の住民と児童・生徒と一緒に地域の福祉を学び、福祉力の向上を図る。
対象	市町村社協
事業内容	平成19年度からの村田町「沼辺笑楽寿来 ^{ぬまべしょうがくじゆく} 」や、平成22年度からの大崎市「防災学習」のほか、亘理町・松島町・川崎町の社協等で、住民と学校等の協力により継続して地域福祉を実践している。指定終了後も地域で継続し取り組んでいる地域が多い。
事業成果	3か年の指定事業により、地域に事業を運営するための協議体等を設置し、話し合いをしながら事業を進めていることもあり、関心と理解が深まり指定地区での活動が広がっている。
課題	地域住民の理解と協力の必要性について、社協側が継続して働きかけていくことが必要である。
今後の方針	各市町村社協における福祉教育が推進されるよう県内の福祉教育推進体制を構築する。



小学生への農業伝達



昔話を学ぶ会

(2) ボランティア・市民活動の活性化支援

地域におけるボランティア活動は、住民の生活をより豊かにし地域を活性化します。統合時は、旧宮城県福祉事業団が進めていた施設からの障害者の地域生活移行をより進めるため、ボランティア活動の活性化に取り組みました。

ボランティア活動を活性化するためには、実践したい方を活動や組織とつなげ、調整を行うボランティアコーディネーターの存在は不可欠です。本会は、コーディネーター職員のスキルを向上させるための研修会を継続して開催しています。

① 障害者生活支援型ボランティア研修事業

事業期間	平成17年4月から3年間
背景/根拠法令	統合前から県社協が実施しており、統合後も継続して実施した。
事業目的	地域で障害者（在宅障害者・グループホーム利用者）の支援ができるボランティアを積極的に養成することにより、障害者の自立を促進する。
対象	市町村社協・NPO等推進団体等
事業内容	各社協において、在宅障害者・グループホーム利用者等のバックアップを目的として、生活支援型のボランティア人材の養成講座を開催するもの。名取市や女川町など一部希望地域で養成講座を開催した。
事業成果	本会も企画等に関わり、市町村社協と連携して養成講座を行うことができた。市町村社協のボランティアセンターでは、ニーズ把握から始めることの重要性の理解が進んだ。
後継施策	地域でのボランティア育成の必要性を社協と関係機関で協議し、理解が進んだ。本会も関わる素地ができ、ボランティアに係るその後の事業につながった。

② ボランティアコーディネーター養成研修

事業期間	平成9年度から継続	
背景/根拠法令	社会福祉法第89条の規定に基づく、国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（厚生省告示第117号）	
事業目的	ボランティア活動をコーディネートする人材の育成	ボランティアコーディネーター研修の様子
対象	市町村社協・NPO・社会福祉施設等のボランティアコーディネート担当者	
事業内容	社協・施設・NPO等の組織特性や、受入れ側・仲介役・送り出し側等の役割に応じてテーマを設定し、毎年開催している。	
事業成果	ボランティアコーディネーターとしての知識・技術が高まっている。	
課題	行政の理解が十分ではなく、専門職としての職員配置への公的な補助がない。	
今後の方針	地域に必要な人材の育成に継続して取り組む。	

(3) 大規模災害時におけるボランティア受入れ体制整備の支援と連絡調整

平成15年の宮城県北部連続地震への対応が遅かったことの反省から、市町村における災害ボランティアセンター運営と、県と県社協・NPO等により県災害ボランティアセンターの運営体制を整備することが求められ、「宮城県地域防災計画」の中でも明確に位置づけられました。それに伴い、県社協に設置訓練やシミュレーションを行うなどの事業が期待され、研修や防災訓練等で準備をしてきました。

平成23年3月の東日本大震災では、これまで経験のない大震災に対し、多くの社協関係者や外部のNPO等から参加・協力をいただき、県災害ボランティアセンターは、協働型での災害ボランティアセンターの運営を行いました。同年8月からは、被災地の仮設住宅に暮らす方への訪問などの復興支援事業についても連絡調整等を行いました。

平成24年度からは復興支援局を設置し、沿岸部13市町を対象に支援を行ってきました。これらの活動については、予算も確保でき、被災市町村社協への支援に継続的に取り組むことができたことは、その後の地域再生と人材の確保につながりました。

平成26年度には、東日本大震災での経験を生かし、県内の社協間で災害ボランティアセンターへの職員相互派遣について災害時相互支援協定を締結し有事に備えました。

災害時には、災害ボランティアセンターを通じた住民への支援が大切となります。より迅速で効果的な支援となるよう、平時からの関わりが重要になります。その後も県内だけでなく、令和6年能登半島地震や令和6年7月25日からの大雨災害をはじめ、多くの災害で社協間での災害ボランティアセンターに係る職員派遣は有効に働き、社協職員の専門性を発揮しています。

① 県災害ボランティアセンター運営と市町村災害ボランティアセンターへの支援

事業期間	平成16年4月から継続	 <p>災害ボランティア運営研修の様子</p>
背景/根拠法令	災害時のボランティアセンターの設置・運営に関する覚書／宮城県災害ボランティアセンターの運営協定（令和5年4月）	
事業目的	県災害ボランティアセンターの設置運営による被災地社協災害ボランティアセンターの支援	
対象	市町村社協	
事業内容	市町村社協に対し、平時から災害ボランティアセンター運営体制の強化を支援し、災害時は県災害ボランティアセンターの運営を行い、派遣や連絡調整等で現地での運営を支援する。 平成15年の宮城県北部地震の反省から、県の補助により、平成16年度から災害ボランティア受入れ体制整備事業を実施。また、県社協が市町村社協の災害ボランティアセンターの設置・運営についての研修や会議を開催し、市町村社協の体制整備を支援している。	
事業成果	大規模災害発生時は、市町村の災害ボランティアセンターを支援するために、県災害ボランティアセンターを立ち上げ、支援を行ってきた。これが、平成23年3月の東日本大震災時の初動につながった。	
今後の方針	災害発生時に関係団体とスムーズに連携できるよう、平時から関係構築を図っていく。	

② 平成20年岩手・宮城内陸地震への対応

事業期間	平成20年6月14日から9月末まで	 <p>栗駒地域たすけあいセンター</p>
背景/根拠法令	被災地社協災害ボランティアセンターの支援	
事業目的	市町村災害ボランティアセンターの支援を行うことを目的とする。	
対象	栗原市社協の築館・栗駒・花山支所	
事業内容	<p>栗原市では、市内3地域で災害ボランティアセンターが設置され、栗原市社協に対して災害ボランティアセンターの運営支援を行った。統合後初めての県内市町村社協への災害ボランティアセンター運営支援であり、本会として積極的に支援した。</p> <p>【栗原市災害ボランティアセンターへの派遣実績】 延べ213人 ・市町村社協職員 23社協、延べ128人・県社協職員 延べ85人</p>	
事業成果	被災地社協への支援については、県内市町村社協へも声をかけ、支援を行った。住宅や生活への被害は少なく、生業（農業）などへの支援のあり方や局地的な被害への社協の対応の是非が話題となった。	
後継施策	支援するNPO等と課題を共有し、9月末で終了した。	

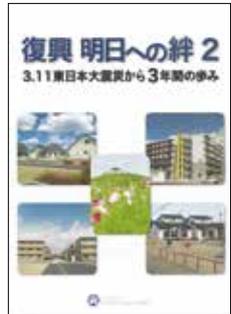
③ 東日本大震災への対応 協働型「宮城県災害ボランティアセンター」の運営

事業期間	平成23年3月から平成23年7月まで	 <p>県災害ボランティアセンターの様子</p>
背景/根拠法令	東日本大震災への対応	
事業目的	関係団体の強みを生かし市町村災害ボランティアセンターの支援を行うことを目的とする。	
対象	被災した沿岸部13市町社協	
事業概要	東日本大震災への対応として、NPOや関係団体の協力をもらい県災害ボランティアセンターを運営した。沿岸部13市町社協の災害ボランティアセンターに対し、物資・情報・人的等の総合的な支援を行った。	
事業経緯	<p>3.11 県社協災害対策本部の設置（宮城県社会福祉会館）</p> <p>3.12 宮城県船形コロニー（現在の宮城県船形の郷）で県災害ボランティアセンター設置。沿岸部社協の被害状況の確認</p> <p>3.13 県災害ボランティアセンターの移設、各社協調査、全社協へ応援要請（宮城県社会福祉会館）</p> <p>3.18 全国社会福祉協議会ブロック派遣受入開始、近畿・中国・四国ブロックの職員が現地の応援に入る（8月末まで）</p> <p>3.22 被災地社協災害ボランティアセンター運営共有会議開催</p> <p>3.23 県災害ボランティアセンター支援連絡会議（12団体参加）開催</p> <p>3.29 協働型災害ボランティアセンターへ移行（宮城県自治会館）</p> <p>3月から5月まで、器具・器材の調整、ブロック社協職員派遣の調整、県内内陸部社協への支援要請、ボランティアバス等の企画、ボランティア保険、災害派遣等従事車両証明書、緊急雇用事業を活用した災害ボランティアセンター職員等の配置、炊き出し調整、情報発信等を行った。</p>	
事業成果	協働型災害ボランティアセンターの運営により、NPOや企業・他県・県内社協の協力を得て、被災地社協への支援につなげた。	
後継施策	平成23年8月から、宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターへ名称・機能変更した。	

④ 宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターの運営

事業期間	平成23年8月から平成24年3月まで	 <p>本会が作成した記録誌</p>
背景/根拠法令	被災地社協が災害ボランティアセンターの運営から、仮設住宅に入居した住民への支援や復興支援事業の実施に移行したことへの対応。	
事業目的	長期にわたる被災地社協の復興支援のバックアップと生活支援相談員等の研修実施により、人材育成を行うことを目的とする。	
対象	被災した沿岸部13市町社協	
事業内容	被災地社協が、仮設住宅での生活を支援する事業を実施するにあたり、情報提供や研修等により全面的にバックアップした。「復興支援コーディネーター」や「生活支援相談員」の配置に係る補助事業の案内や、職員のスキルアップ、意識の醸成等を目的に研修等を行った。各被災地社協を担当する「復興支援員」を県社協に配置し、各社協との訪問・連絡を密に行い、連携や調整を図った。	
事業成果	被災地社協の課題や変化をタイムリーに把握し、一緒に考えることで、翌年度以降の施策へつなげることができた。一方で、個別対応の分析など、客観的にまとめることができなかった。	
後継施策	平成24年度に立ち上げた震災復興支援局内に位置付け、運営を継続した。	

⑤ 震災復興支援局での被災地社協支援

事業期間	平成24年度から継続	 <p>本会が作成した記録誌</p>
背景/根拠法令	災害による緊急雇用から復興財源を用いた被災地支援	
事業目的	沿岸部13市町を支援する震災復興支援局（平成29年から震災復興支援室、令和3年から震災復興支援係）を設置し、仮設住宅等での相談支援を行う各社協への支援を行う。	
対象	被災した沿岸部13市町社協	
事業内容	13市町社協に対し、被災者への相談支援業務に関する職員研修、被災地の再興に向けた各種会議への参加等を行った。現在は、震災復興支援係は廃止し共生社会推進課に事業移管し支援を継続している。	
事業成果	被災地で抱える課題や支援の共有化ができた。	
後継施策	被災地支援で得た知識・経験を、県内の地域福祉推進に活用している。	

職員コラム

「東日本大震災を経て」

私たちは、平成23年3月に東日本大震災を経験したわけですが、この経験により県内の社協がこれまでの間接援助技術（コミュニティワーク）を中心とした支援方法から、直接、命を守るということに向き合うようになったと思います。

このことで、個々人やその方の地域での生活に寄り添う直接援助技術（ケースワーク）にも強くなったという実感があり、昨今の地域共生社会の実現に重要な「コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材」ということに、市町村社協には、大変強い力を発揮できる素地が培われたという気がしています。

事務局 地域福祉部 共生社会推進課 課長 武藤 哲哉

⑥ 災害時相互支援協定の締結

事業期間	平成26年6月	 <p>災害時の派遣協定締結式</p>
背景/根拠法令	被災地の地域福祉活動指針(ガイドライン)「明日へ向かって!」	
事業目的	市町村社協及び県社協が協力し連携を図り、被災した地域の社協への社協としての専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われることを目的とする。	
対象	県社協・市町村社協	
事業内容	東日本大震災の経験を経て、今後の災害時に備えて県内35市町村社協間及び県社協が協力し、被災社協へ支援を行えるよう協定を締結した。実施細則では、全国及び東北・北海道ブロック社協間相互協定の派遣の連絡調整も準用することとなっており、支援体制の確立のために連絡会議等を設置している。	
事業成果	相互支援協定を結び、オールみやぎとなって今後に向けた取組を進めていくという共通理解の醸成と災害支援体制の確立が図られた。県社協の役割も踏まえて、緊急時に備えるための拠出金を一定額集めることができ、金銭的な不安なく災害対応ができる環境が整った。	

⑦ 平成27年9月関東・東北豪雨への対応

事業期間	平成27年9月14日から10月5日まで	 <p>大和町災害ボランティアセンター</p>
背景/根拠法令	災害時相互支援協定に基づく社協間での派遣・協力	
事業目的	市町村災害ボランティアセンターの支援を行うことを目的とする。	
対象	県社協・県内35市町村社協	
事業内容	大崎市、大和町での水害について、被災地の災害ボランティアセンターへ人員派遣を行った。 【大崎市・大和町の災害ボランティアセンターへの派遣実績】 延べ680人 ・県社協職員 延べ51人・近隣社協職員 8社協、延べ303人 ・仙台都市圏域等社協 14社協、延べ296人・県職員 延べ30人	
事業成果	組織の運営や、在宅訪問での調査などについて、協力して支援を行うことができた。協定を結んでいることで大きな成果があった。	
後継施策	社協間の連携だけでなく、NPOや他の地域団体との連携強化を図っていく。	

⑧ 令和元年台風19号に係る災害への対応

事業期間	令和元年10月16日から令和2年2月2日まで	 <p>丸森町災害ボランティアセンター</p>
背景/根拠法令	災害時相互支援協定に基づく社協間での派遣・協力	
事業目的	市町村災害ボランティアセンターの支援を行うことを目的とする。	
対象	県社協・県内35市町村社協	
事業内容	被災地市町村社協ボランティアセンター(角田市・大崎市・丸森町・大郷町)への人員派遣を行った。 【角田市・大崎市・丸森町・大郷町の災害ボランティアセンターへの派遣実績】 延べ2,534人 ・県内社協職員 延べ1,368人・北海道・東北ブロック 延べ409人 ・中国・四国ブロック 延べ221人・県職員 延べ70人 ・県社協職員(施設含む) 延べ466人	
事業成果	丸森町・大郷町は、その後の復興事業が複数年継続し、東日本大震災時の支援を参考にして、継続的に支援を行った。	
後継施策	社協間の連携だけでなく、NPOや他の地域団体との連携強化を図っていく。	

経営方針3 権利擁護の推進

一人ひとりの基本的人権を守り、自己決定やプライバシーを尊重した権利擁護意識の普及やサービスの提供に取り組みます。

(1) 住民や福祉サービス利用者が安心して暮らせる地域づくり

平成11年に都道府県社協を実施主体として、地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）の名称で開始されました。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスを利用する際の情報提供や助言のほか、日常的な金銭管理サービスとして預金の払出しや公共料金、税金の支払い代行等の支援を行っています。本事業における支援は、専門員が作成した支援計画に基づいて生活支援員が利用者を訪問し、金銭のお届けや郵便物の確認、生活状況の見守り等を行うものであり、利用者に寄り添いながら意思決定支援を行うことによって、地域生活を支える権利擁護支援の一つとなっています。

事業の開始当初は、県社協の直営方式として本会職員が専門員と生活支援員業務を行っていましたが、平成15年からは、初期相談への対応や利用者からお預かりした預金通帳の保管・管理など、業務の一部を市町村社協に委託し、本会と協力体制のもと利用者支援にあたってきました。その後、段階的に、広域的に本事業を行う基幹的社協方式を導入し、4つの市社協に業務を委託しています。

県内における実利用者数は、事業開始から近年まで増加傾向にあり、令和2年度末には478人（認知症高齢者130人、知的障害者156人、精神障害者153人、その他39人）に達しました。

このような中、令和4年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度と本事業の連携の推進及び本事業の実施体制の強化が示されています。

そこで、本会では利用者にとってより身近な市町村単位での支援体制を構築し、一人ひとりのニーズに合わせた権利擁護支援を利用できる仕組みを目指し、実施体制の見直しに取り組んでいます。今後、段階的に市町村社協実施方式の導入を進めることとしています。

県内での権利擁護の推進・普及としては、県社協に設置された「運営適正化委員会」による利用者の苦情解決・相談支援と、日常生活自立支援事業の運営監視を行いました。

統合当初は第三者機関と連携した「権利擁護センター（仮称）の設立」の検討を行いましたが、結果的には設立に至らず、障害者の権利擁護については他団体が役割を担うこととなりました。

① 日常生活自立支援事業

事業期間	平成11年度から継続
背景/根拠法令	社会福祉法第81条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（日常生活自立支援事業実施要領）
事業目的	判断能力が十分でない方の福祉サービス利用の支援、金銭管理、書類等の預かり等を通じた自立生活支援を目的とする。
対象	認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方
事業内容	本事業の利用の意思があり、契約の内容が理解できる認知症高齢者や障害者の方と契約の上で、専門員が支援計画書を作成、同計画書に基づき生活支援員が定期的に利用者を訪問し、預貯金の入出金の代行、郵便物の確認、通帳・印鑑の預り及び利用者に適した福祉サービスへのつなぎなどを通じて、生活の自立を支援するもの。
事業経緯	平成11年10月：本部・仙台・石巻の3支部体制で事業開始（仙台市分は、仙台市社協に委託） 平成12年4月：仙南・大崎・登米支部設置、同年10月：栗原・気仙沼本吉支部設置 平成15年度：仙台市社協が独立して直営による事業開始、同年11月：一部業務を市町村社協へ委託 平成18年度～：基幹的社協を設置：平成18年度/栗原市社協、平成21年度/登米市社協、石巻市社協（石巻市、東松島市、女川町）、平成26年度/気仙沼市社協（気仙沼市、南三陸町） 現在は、県社協直営の仙台支部・仙南支部・大崎支部（令和7年4月に仙台支部に統合）の3支部と4か所の基幹的市社協で運営する。
事業成果	利用者にとって日常生活の収支バランスが保たれ、また、利用できる福祉サービスの手続き漏れがなくなるなど、安心した生活と経済的自立につながっている。
課題	利用者を直接支援する生活支援員の確保が難しくなっている。また、介護度の進行などに伴い、判断能力が低下する認知症高齢者など、本事業の利用から成年後見制度利用への移行が望ましい方の円滑な支援体制の整備が必要である。
今後の方針	県社協直営方式から全市町村社協実施方式への移行を進め、成年後見制度の推進を含めた市町村単位での権利擁護事業の推進につなげていく。

② 福祉サービス利用者の苦情解決の取組

事業期間	平成12年度から継続	 <p>運営適正化委員会のポスター</p>
背景/根拠法令	社会福祉法第83条	
事業目的	都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。	
対象	県内福祉サービス利用者等	
事業内容	高齢者、障害者、児童に関わる福祉サービスの利用者等から苦情や相談を受け付け、事業者や施設と話し合いながら問題の解決に向けて支援を行っており、また福祉サービス利用援助事業の事業運営全般を監視している。運営適正化委員会は法律や医療、社会福祉の学識を有する委員で構成され、専門の立場から相談・助言を行っている。	
事業成果	県内の福祉サービスの利用に関する苦情相談対応や、福祉サービス利用援助事業の監視機能により、利用者の権利擁護や、事業者側の意識の向上に寄与している。	
今後の方向性	新規事業所等への制度の周知	

(2) 各施設・地域での生活の質の向上のため、第三者サービス評価制度等の推進

社会福祉法の改正を受けて、福祉サービスを提供する事業者側も、福祉サービスの質の確保と効率性の向上を目指しました。本会では自らのサービスの提供に関し、権利擁護の視点を明確にし、サービス評価のほか、3年に1回福祉サービス第三者評価事業を受審してきました。また、県内でのサービス評価の普及を進めるために、サービス評価事業や情報の公表事業の認証を受け、他の事業所への評価や調査を行いながら、自らのサービスの質の向上に努めました。

① 福祉サービス第三者評価事業

事業期間	平成19年度から令和4年度まで	 <p>宮城県福祉サービス 第三者評価のチラシ</p>
背景/根拠法令	社会福祉法第78条	
事業目的	福祉事業者のサービスの質の向上	
対象	社会福祉事業者	
事業内容	<p>本会が福祉サービス第三者評価機関として、社会福祉事業者が実施する福祉サービスの質をチェックし、質の向上に努めた。</p> <p>本会で事業を実施している種別（高齢者福祉・障害福祉・救護施設）については、他事業所の評価ができないこととされ、社会的養護関係施設及び保育所の評価を年2、3か所実施した。</p> <p>県内で民間の評価機関が増えたため、本会は令和4年度で事業を廃止した。</p>	
事業成果	福祉サービスの質の向上に寄与した。	
後継施策	県内で民間の評価機関が増えたため、本会は令和4年度で事業を廃止した。	

② 介護サービス情報公表事業

事業期間	平成18年から平成23年度まで
背景/根拠法令	社会福祉法第75条、介護保険法第115条の35から44
事業目的	介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保する。
対象	介護保険事業者
事業内容	介護保険事業所の事業運営状況や組織体制等について、正しく利用者に情報開示するため、訪問による調査及び結果を公表する事業。平成18年度に、情報開示事業の普及のため和風園で指定調査機関の認証を受けて、県内事業所の情報開示を進めた。
事業成果	中立・公正な見地から事業所の調査・公表を行い、サービスの質の確保に努めた。
後継施策	調査機関が増加したため、本会は平成23年度で事業を終了した。

経営方針4 福祉総合相談事業の実施

福祉に関する総合的な相談を受け、速やかに福祉サービス提供に結び付けていきます。

統合後の県社協は、法人内部で障害から高齢者まで多様な相談機能を持っており、連携・協力することで、県民の相談に対するワンストップ対応や総合相談機能が発揮できると考えました。しかし、県民からの福祉相談を聞く機会は少なく、事業所や市町村社協から寄せられた課題へ組織的に対応していくのが、主な支援内容でした。

県民からの個別課題への対応は、市町村やそれぞれの担当事業所と協力していくことが改めて確認され、それぞれの窓口で実施されていきました。

一方、財団設立以前（平成元年度）から高齢者支援として継続してきた「高齢者総合相談事業」は、県社協として、専門性と普遍性の両面で、高齢者やその家族が電話で手軽に相談できることから実績が一定数あり、令和2年度まで32年間継続しました。

今は、その機能・役割が市町村の地域包括支援センターに移っています。

高齢者総合相談センター「シルバー110番」

事業期間	平成元年度から令和2年度まで	 <p>宮城県高齢者総合相談センターのポスター</p>
背景・事業根拠	宮城県高齢者総合相談センター運営事業実施要綱	
事業目的	高齢者の生きがいと健康づくりの推進、福祉制度への理解促進と家族間での対応について総合的に相談を受ける。	
対象	県民全体（高齢者、家族）	
事業内容	高齢者及び家族からの電話相談を受け、福祉に関する一般的な相談のほか、弁護士・社会保険労務士・公認会計士・精神科医等の協力により専門的な相談にも対応した。平成元年度の事業開始当時から、年間2,400件程度の相談に対応していた。通年の相談と併せて、仙台弁護士会と共催で平成18年度から22年度まで、「電話一斉弁護士相談」を年2回×3日間実施した。	
事業成果	地域での生活の充実やいきがい健康づくり、家族間の人間関係など個々の課題について、常設相談員や専門家が相談を受け、丁寧に話を聞いたことが安心につながり、リピーターも多かった。	
後継施策	各市町村の地域包括支援センター	

経営方針5 福祉人材の育成、研修の実施・人材確保

質の高い福祉サービスが提供できる福祉人材を育成するとともに、就労支援や専門職の定着等、雇用の安定を図ります。

(1) 質の高い福祉サービスが安定して提供できる専門性の向上

統合を契機に、宮城県の研修機能が一元化され、県内社会福祉従事者等に対し幅広く研修を提供できる研修機関となりました。

現在は、県から受託している対象者別（社会福祉関係行政職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員等）の研修のほか、本会独自に、テーマ別の研修（アンガーマネジメント研修、クレーム対応研修等）を実施しています。また、県の研修実施機関として、都度、新たに実施が決定した研修（サービス管理責任者等研修、障害者相談支援従事者研修、介護支援専門員実務研修等）を実施してきました。

① 社会福祉従事者研修

事業期間	平成17年度から継続
背景/根拠法令	社会福祉法第21条・第110条、民生委員法第18条、児童福祉法第13条第2項
事業目的	宮城県における社会福祉の充実を図るため、社会福祉研修を実施し資質の向上を図る。
対象	県内の行政関係職員、社会福祉事業に従事する者
事業内容	宮城県職員及び県内市町村職員を対象とした社会福祉関係行政職員研修や、社会福祉法に定める社会福祉事業に従事する職員及び管理者を対象とした社会福祉施設職員研修、社会福祉に関する業務に従事する職員を対象とした社会福祉関係職員研修等を実施している。
事業成果	県内の福祉人材の育成や定着につながった。
課題	コロナ禍を経て研修受講者が減少傾向である。多くの方に受講してもらえるよう、周知や実施形態等の工夫が必要である。
今後の方針	令和6年度から本会が指定管理者となった「みやぎハートフルセンター」を有効活用し、研修を実施していく。



新型コロナウイルス感染対策を講じた研修会



中堅民生委員児童委員研修会

② 専門養成研修の実施

事業期間	平成17年度から継続		
背景/根拠法令	各種社会福祉関連制度の改正		
事業目的	社会福祉施設に配置が必要となる職種に係る研修の実施		
対象	各研修の受講要件を満たしている者		
事業内容	県の研修実施機関として、各種制度改正により新たに実施が必要となった研修について、県から受託又は指定を受けて以下のとおり事業を実施してきた。事業が軌道に乗った後は、必要に応じて専門職団体や民間の研修実施機関等に事業を移管している。		
	開始年度	研修名称	
	平成10年度	介護支援専門員実務研修受講試験	継続中
		介護支援専門員実務研修	平成30年度 ※他機関に移管
	平成18年度	障害者相談支援従事者研修	令和元年度 ※他機関に移管
		サービス管理責任者等研修	継続中
		知的障害者ホームヘルパー養成研修2級課程、3級課程	令和2年度
	平成19年度	介護支援専門員専門研修及び更新研修	平成30年度 ※他機関に移管
	平成23年度	喀痰吸引等研修	令和4年度 ※他機関に移管
平成30年度	保育士等キャリアアップ研修	令和2年度 ※他機関に移管	
事業成果	社会福祉施設運営上必要な研修を実施し、施設の運営を支援してきた。		
課題	本会の役割として、事業の実施を継続するか他機関へ移管するかなどの検討が必要である。		
今後の方針	時勢を踏まえ、本会として事業を継続するか検討していく。		

職員コラム

「人材の養成・確保にあたって」

福祉研修センターでは、福祉従事者の質の向上に寄与するために、様々な研修を実施しています。担当職員は、当法人が運営する施設での勤務経験がある者も多く、現場をイメージし研修の企画・運営に携わることができることは、三団体統合したことによる強みだと思っています。とは言え、各分野（高齢、障害、児童等）、各階層（新任、中堅、監督者、管理者等）に求められること、それぞれの課題等を把握し、適した研修テーマ、講師を選び、効果的な運営方法を考えるのは難しいものです。そのため、実務に携わる方の声を聴いたり、関連する種別協議会と共同開催をしたりすることで、より現場の方々のニーズに沿った研修となるよう努めています。

みやぎハートフルセンター 福祉研修センター 主幹兼研修係長 宍戸 恵美

(2) 社会福祉従事者の確保と的確な就労支援

福祉人材センターでは無料職業紹介事業・人材確保相談事業・広報啓発事業など、県社協のこれまでの実績と広域性を活かし幅広く展開してきました。平成21年度に「福祉・介護人材マッチング支援事業」として、事業所へのアドバイザー派遣、ハローワークごとの相談事業・福祉フェアの開催などの事業が追加され、県内の福祉人材の確保に力を入れました。

平成27年度以降は、全国的な介護人材の不足から各県に「医療介護総合確保基金」が設置され、本センターでも人材確保推進の事業をモデル的に実施しました。

介護福祉士及び保育士の資格取得に関する修学資金の貸付や、再就職準備に対しての資金の貸付、福祉系の高校生への修学資金貸付など、福祉人材の確保には、資金の貸付も含め様々なアプローチから取り組んでいます。

① 宮城県福祉人材センター事業

事業期間	平成4年度から継続	
背景/根拠法令	社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年厚生労働省告示第289号） 社会福祉法第93条	
事業目的	社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的とする。	
対象	社会福祉事業者・県民	
事業内容	社会福祉事業等の啓発活動、従事者確保に関する調査研究、事業所への人材確保相談・改善の働きかけなどを行う「福祉人材センター」の運営を県から受託して運営している。離職率の高い福祉・介護・保育職員の無料職業紹介をはじめ、定着促進について支援や研修を行っている。	
事業経緯	福祉専門の無料職業紹介所として、事業者からの相談は増加を続け、就労希望者との相談機会の増加を求められていた。平成21年度に「福祉・介護人材マッチング支援事業」が追加となり、アドバイザーの採用や各地域のハローワークと連携するなど大幅に相談機会を増やした。	
事業成果	福祉の仕事に関する面談会等のイベントや、SNSを活用した広報啓発等により、学生、離職者、就労希望者などに幅広く情報を提供し人材確保につなげている。	
課題	福祉人材センターへの利用登録者の減少が課題である。	
今後の方針	若者世代や高齢者の福祉分野への参入促進を図っていく。	

アエルでの面談会

② 修学資金・再就職資金等貸付事業

事業期間	平成28年度から継続
背景/根拠法令	平成28年2月3日 雇児発0203第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 他
事業目的	介護・保育の分野で学費支援や再就職支度費を貸与し、2～5年継続して就労することで免除するという、福祉人材の育成と定着の促進を目的とした事業。
対象	福祉事業者・県民・養成校
事業内容	平成21年度から実施している介護福祉士修学資金の貸付事業を大幅に拡大し、再就職準備金や介護福祉士実務者研修受講資金、保育士の修学資金等の貸付も開始している。令和3年度からは福祉系高校修学資金の貸付も行っている。
事業成果	資金の貸付を希望する関係者は多く、福祉分野への就労支援として一定の効果がある。
課題	免除要件を満たす前に退職した方の債権管理が課題である。
今後の方針	各養成校・福祉事業所と連携し、制度の活用と福祉人材の確保・定着を促進する。

経営方針6 元気高齢者の支援

「新しい高齢者観醸成のための普及・啓発」「高齢者の社会参加活動の促進」「高齢者の人材活用の推進及び人生設計支援」「会員制組織の運営を通じた仲間づくりの支援」等、元気高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の促進を図ります。

新しい高齢者観の醸成では、民間企業の活力も期待し、河北新報社と協働で広報誌を作成し、令和2年度まで広く情報発信を行いました。

三団体統合を踏まえ、宮城いきいき学園で学んだ方々に、さらなる専門性を高め、地域での活躍を支援しようと、「みやぎシニアカレッジ・アカデミー校の運営」を平成18・19年度に実施しました。また、「みやぎエルダーネット」という退職したサラリーマン主体の企画推進グループを平成19年から22年度までモデル的に組織し、企業と協働して運営するいきいきSUNクラブと連携するなど、人材の活性化を図りました。

その後、インターネットの普及による民間企画の充実などにより、いきいきSUNクラブ会員は減少し、定年延長により宮城いきいき学園生の入学者は減少傾向となりました。現在は、社会情勢の変化の中で事業を少しずつ変えながら、地域における高齢者人材の育成と積極的活用重点を置いて事業を推進しています。

① 「いきいきライフみやぎ」の発行

事業期間	平成3年度から令和2年度まで	 <p>2020年冬号</p>
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号)	
事業目的	シニア世代を中心とした方々の、より一層健康で楽しい充実したセカンドライフを支援や新しい高齢者観醸成のための普及・啓発を行うこと。	
対象	県内のシニア世代	
事業内容	高齢者のいきがいに関する文化の広報として、河北新報社と連携し、冊子・タブロイド判で年4回、各回10万部発行した。	
事業成果	県内の福祉・教育機関に無料配布した。会員確保にも役立った。	
後継施策	令和2年度で終了し、現在は本会広報誌「福祉みやぎ」での情報発信を継続している。	

② 「宮城シニア美術展」の開催

事業期間	平成5年度から継続	 <p>宮城シニア美術展の様子</p>
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号)	
事業目的	創作作品の募集・展示を通じたふれあいと生きがいづくりの促進	
対象	県内在住の60歳以上の方	
事業内容	県内在住の60歳以上の方を対象として、個々人が取り組んだ芸術と文化の作品(日本画・洋画・書・写真・工芸)を募集し、美術展を開催する。全国健康福祉祭の美術展部門へ出展する作品の選考も兼ねている。	
事業成果	例年200点程度の出展があり、生きがいづくりの促進につながっている。	
課題	出展者は固定化しており、裾野の拡大が必要である。	
今後の方針	裾野の拡大を図りながら、継続して開催する。	

③ 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加

事業期間	平成3年度から（第4回から）継続	 <p>開会式での入場行進</p>
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号）	
事業目的	高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する。	
対象	県内在住の60歳以上の方（原則として仙台市在住の方を除く）	
事業内容	予選会等を開催した上で、スポーツや文化種目の交流大会に参加する選手を派遣している。例年、25種目程度の選手派遣を行っている。	
事業成果	県内にある各種スポーツ協会・連盟が活発に動いていることで、シニア世代のスポーツ振興につながった。	
課題	補助金の減少により選手派遣に係る費用が不足し、選手自身の費用負担が増加している。	
今後の方針	選手の派遣を継続する。	

④ 「宮城いきいき学園」の運営

事業期間	平成3年度から継続	 <p>宮城いきいき学園パンフレット</p>
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号）	
事業目的	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するとともに、地域社会の発展に寄与できる人材の育成と地域貢献活動への参加を目的とする。	
対象	県内在住の60歳以上の方	
事業内容	平成3年に仙南校を開設し、現在は県内5校（仙南、大崎、石巻、気仙沼・本吉、登米・栗原）において、年間約20回の学習を通して、生きがいづくりや地域リーダーとなる人材の育成等に取り組んでいる。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染対策で4月から9月まで半年間休校にし、再開後も定員を減らして運営した。	
事業成果	学園の卒業生が、それぞれの地域での地域活動等で活躍している。	
課題	定年延長や感染症流行の影響で入学希望者が減少している。	
今後の方針	入学者の確保に取り組んでいく。	

⑤ 「みやぎシニアカレッジ・アカデミー校」の運営

事業期間	平成18年7月から（2年間）
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号）
事業目的	シニアカレッジ運営事業（宮城いきいき学園）を修了したシニア層に対して更なる学びの機会を提供し、専門性を高め地域活動につなげる目的で実施。
対象	宮城いきいき学園の卒業生等
事業概要	専門的な知識や技術を単年度で履修する。4コースを設置（歴史探訪・園芸・写真記録・福祉学習）。それぞれ講義と屋外実習など実施。
事業経緯	宮城いきいき学園を修了した卒業生は、仲間づくりや生きがいづくりにつながり、同期会活動など活発に行っていた。しかし、その先の目標であるリーダーとしての地域活動や福祉的な役割につながっていない現状があった。卒業生達からの要望もあり、更なる学びの機会を提供し、専門性を高め地域活動や福祉的な役割を担うリーダーを養成し、地域へ還元する必要がある。
事業成果	2年間とも65名前後の受講者を集め、合計で128名が受講している。受講者アンケートからも内容については満足という回答が多かった。しかし、定員を下回る講座（福祉学習）もあり、市町村社協へ受講者の情報を提供するなどしたが、その後の地域活動につながらなかった。この反省を踏まえ、宮城いきいき学園のカリキュラムの見直しを行い、地域活動や福祉的な役割を担う意識付けなどを強化することにつながっている。
後継施策	結果として、2年間の単発の事業として終了している。

⑥ いきいきSUNクラブ運営事業

事業期間	平成3年度から令和4年度まで	
背景/根拠法令	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（平成元年10月19日 厚生省老人保健福祉部長通知第187号）	
事業目的	会員制の事業として民間企業と協働で、元気高齢者の生きがい創出、健康寿命の延伸、仲間づくりなど。	
対象	県内の概ね55歳以上の高齢者	
事業概要	高齢者向けのイベント、小旅行、工場見学、ライフプランセミナーなどを企画し会報により情報提供。この他、少人数のサークル活動への助成や年2回の「会員感謝の集い」では、大型のホールを会場に歌手やタレントなどのコンサートや講演会を実施。	いきいきSUNクラブ料理教室
事業経緯	平成元年に厚生省からゴールドプランが発表され、その中で元気高齢者の増加とその対策が位置付けられた。宮城県においても、元気高齢者対策の組織が必要という機運から宮城いきいき財団を立ち上げ、その柱の一つとして民間企業等と協働する事業として開始している。開始当初は県内の金融機関などの協力もあり、会員の獲得が進み、様々な会員向けサービスが行われた。	
事業成果	平成22年度までは4千名以上の会員を抱え、活発に事業運営されていた。数値化は難しいが、元気高齢者の生きがいづくり、仲間づくりなどの事業目的はある程度達成できていた。	
後継施策	時代の変化により高齢者向けのイベントや情報媒体も充実し、会員制のサービスで情報提供する優位性が低下した。結果として新規の入会者も先細り、令和3年度末で企画は終了し、令和4年度に事業を終了している。	

職員コラム

「三団体の特徴的業務を経験して」

私は、宮城いきいき財団の所属でした。統合1年目は、高齢者関係の施策を担当し、シニアの方々の造詣の深さに接し、生活福祉資金貸付担当の際は、東日本大震災の緊急小口特例貸付も行い、市町村社協の職員が、いかに住民の方の福祉を想って業務されているかに、感銘を受けました。

現在の所属である宮城県船形の郷では、ここ数年コロナ禍のため、ご家族様や近隣地域との交流及び関係機関の施設訪問等も希薄になりました。なくなることで、改めて施設にとって地域や関係機関との関わりが重要であることを再認識いたしました。

当法人の経営理念である「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」のため、これまでの人とのつながりに感謝し、また、これからの出会いも大切に、20年で経験したことをこれから活かしていきます。

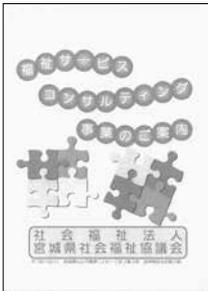
宮城県船形の郷 施設運営部 副部長 佐藤 大黃

経営方針7 先駆的事業の研究・実施

県内の社会福祉施設の中核として、高度・専門的な技術の提供や支援等を行うなどのセンターオブセンター的機能の構築に取り組みます。また、地域福祉全般に係る政策的な事業を実施します。

県立の施設の受託経営の使命として、地域福祉全般にわたる政策的・先駆的なモデル事業を積極的に展開し、その研究・成果を国・県へ提言するとともに、高齢者、障害者及びと法人等の福祉増進につながるよう努めました。また、中国残留邦人等の帰国後の自立支援は、統合前の県社協が中国帰国者定着促進センターとして支援を行っていたこともあり、宮城県社会福祉会館を拠点に実施する事になりました。

① 企画部の設置と事業推進

事業期間	平成17年4月から2年間	 <p>福祉サービス コンサルティング事業 パンフレット</p>
背景/根拠法令	統合初年度の経営理念・方針・事業計画	
事業目的	新規事業の開発・導入促進	
対象	市町村・市町村社協	
事業概要	企画部を設置し、地域福祉課や各施設と連携して、市町村や市町村社協に働きかけ、モデル的に事業に取り組んだ。	
事業経緯	希望する市町村・市町村社協を訪問して政策的・先駆的事業の検討を行い、下記の事業に取り組んだ。 ○介護予防先駆的研究事業（岩沼市・仙台大学） ○地域包括支援センターへの職員派遣（岩沼市・栗原市）等	
事業成果	特定の市町村（岩沼市・栗原市）がモデル的に事業を実施したが、全体への波及はなかった。行政への新たな事業企画に関しては、県社協単独では定着が困難であったが、地域包括支援センターの準備にはつながった。	
後継施策	企画については2年間で方向転換し、平成19年度から総務部企画係となり、本会の事業全体の企画を業務とした。	

② 中国帰国者支援・交流センター

事業期間	平成19年度から継続	 <p>日本語教室の様子</p>
背景/根拠法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
事業目的	中国残留邦人等の社会的自立支援のため	
対象	日本に帰国した中国残留邦人等とその家族	
事業内容	平成19年8月に、宮城県社会福祉会館の1階と5階を改修し、宮城県に帰国した約120名を対象としてセンターを開設した。日本語教室や各種文化的学習機会等、交流や学びの機会の提供、生活・就業相談などの受付・対応を行っている。開設から17年目を迎え、帰国者の高齢化が進んでおり、センターに常時通う人は少なくなっているが、福祉施設等での語りかけボランティア訪問や、通訳派遣などのニーズに対する支援を行っている。また、広域的に東北6県の帰国者支援情報交換機関間で情報交換や研修を行う『地域支援事業』の役割も持つ。中国帰国者等が安心して地域で暮らせるよう、中国残留邦人等への理解を深める普及啓発も行う。	
事業成果	県内の帰国者にとって、生活相談や同胞との交流の場は、大変よろこばれている。また、帰国者等の高齢化に伴う医療や介護認定に係る一連の通訳派遣は増加し、関係機関からの要請も増えている。	
課題	福祉的な支援が必要となった際の、帰国者やその家族、地域関係者・福祉関係者への理解促進が課題である。	
今後の方針	センターの運営を通して、中国残留邦人等への支援を継続する。	

経営方針8 社会福祉事業者の経営支援

社会福祉事業者の運営の効率化等を図るための支援・指導を強化します。

平成28年の社会福祉法の一部改正に伴い、宮城県内全ての社会福祉法人が運営の効率化、組織のガバナンス強化を求められている中で、経営相談や種別関係者会議等を通して、専門的な相談への対応や、情報交換等を行いました。

① 社会福祉施設経営指導事業

事業期間	平成10年度から継続	 <p>経営相談のチラシ</p>
背景/根拠法令	社会福祉法第110条	
事業目的	社会福祉法人の経営や労務管理などに関する相談支援	
対象	社会福祉法人	
事業内容	社会福祉法人の経営に関する相談に対し、専門職（公認会計士・社会保険労務士・弁護士）によるアドバイスや、集団研修等を通して支援を行う。	
事業成果	経営・労務に関する相談は、特に小規模の法人の不安軽減につながっている。	
課題	会費活用の自主事業として実施しているが、本会の担当職員の知識の累積が難しく、種別の専門性への対応は困難である。	
今後の方針	継続して実施する。	

② 施設種別協議会支援

事業期間	平成17年度から継続
背景/根拠法令	社会福祉法第110条
事業目的	会員・種別協議会との関係性の再構築
対象	種別協議会団体
事業内容	施設・法人の関係者が、会員として本会活動に関わりながら、それぞれ種別の協議会を設置し、研修や種別関係の会議を行っている。東日本大震災時に、施設関係者と連携が上手くとれなかったことを反省し、今後の災害に備えて、平時から県社協と種別協における情報連絡会議を開催している。
事業成果	緩やかに連携・情報交換ができています。
課題	定期的に連絡会議等を継続し、関係構築を進めていく必要がある。
今後の方針	平時からの関係構築を進めていく。

経営方針9 セーフティネット機能の発揮

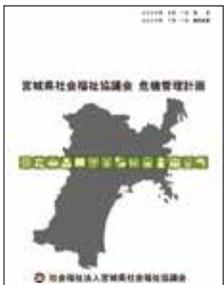
大規模災害時における支援体制の整備や被災者、災害弱者の施設への受け入れ体制整備を図るとともに、制度の狭間にある利用者支援など積極的に実施し、セーフティネット機能を構築していきます。

平成17年度に大規模災害への対応として、法人において危機管理計画を策定しました。大規模災害の発生時には、法人内に災害対策本部を設置し、状況に応じて対応することとしています。

各施設のセーフティネット機能としては、宮城県の要請に基づき原子力災害を含む自然災害を起因とした災害弱者の緊急受入を実施するほか、虐待やその他緊急を要する障害児者の保護や受入れについては、宮城県船形町の郷、宮城県啓佑学園、宮城県第二啓佑学園、太白荘がその役割を担うこととしています。

また、平成29年に宮城県が災害時に支援が必要な方々に対して緊急的に対応を行えるよう設置した「宮城県広域支援ネットワーク協議会」の事務局を本会が担うこととなり、宮城県災害派遣福祉チーム(DWAT)による職員の派遣調整を実施することとしています。

① 法人としての危機管理計画・県災害ボランティアセンターの運営

事業期間	平成17年から継続	 <p>宮城県社会福祉協議会 危機管理計画 宮城県災害ボランティアセンター</p> <p>本会危機管理計画</p>
背景/根拠法令	災害時の対応などの危機管理計画の必要性	
事業目的	社会福祉法人としての危機管理対応	
対象	本会の事務局・施設全体	
事業概要	大規模災害発生時の本会の役割について、法人として災害対策本部の立ち上げから、事業継続、県災害VCの運営、災害弱者等緊急保護などの計画を可視化し運用している。	
事業経緯	<p>統合後、法人の危機管理計画に基づき、法人災害対策本部及び宮城県災害ボランティアセンターの設置訓練などを実施してきた。平成23年3月に発災した東日本大震災では、法人の災害対策本部及び宮城県災害ボランティアセンターを設置した。</p> <p>上記、東日本大震災などの経験を踏まえ、平成24年度以降も危機管理計画及び事業継続計画を随時見直し、法人の災害対策本部・宮城県災害ボランティアセンターの設置、災害広域支援ネットワーク協議会事務局の運営など、災害時に適切に対応できるようそれぞれの役割を確認している。また、令和2年以降「新型コロナウイルス感染症」を起因としたクラスターが施設で発生した際も事業継続計画に基づき、法人内職員の派遣調整を実施するなど事業継続に努めた。</p>	
事業成果	危機管理計画の策定により、災害発生時の法人内職員の役割が可視化され、災害発生時に本会職員が機動的に対応することが期待できる。	
課題	毎年度事業継続計画の見直しを図る。	



コロナ感染対策



中堅危機管理計画上の組織対応図

② 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局の運営

事業期間	平成29年度から継続	
背景/根拠法令	災害時の福祉支援体制の整備について（社援発0531第1号平成30年5月31日通知）	
事業目的	災害時の要配慮者への支援	宮城から初めて派遣した際の出発式
対象	宮城県社会福祉法人経営者協議会ほか53団体	
事業概要	福祉関係者間で組織する本協議会で話し合いを行い、要配慮者への支援、避難所への専門職派遣・専門職の養成等の実施	
事業経緯	東日本大震災では、高齢者や子ども・妊産婦等、地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるなど、課題も多い状況があった。そのため、宮城県では、支援が必要な方々に対して緊急に対応を行えるよう、県、県内35市町村、県社会福祉協議会、17の福祉関係機関等による宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を平成29年7月に設置した。	
事業成果	令和元年度に発災した「令和元年台風19号」において、大崎市をはじめ2市2町に初めて出動し、令和元年10月から11月まで7チーム延べ97名が派遣され福祉的配慮の有効性を確認した。また、令和6年能登半島地震においては、令和6年2月から3月まで10チーム延べ33名が、石川県七尾市及び輪島市の避難所支援を実施した。	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣協力法人増に向けた取組（64法人（令和7年2月10日時点）） ・派遣登録者の増に向けた取組（243名（令和7年2月10日時点）） ・経験者のステップアップ及び知識・経験の蓄積 	
今後の方針	各種別協等の事務局との連携をさらに強める。	

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 構成団体

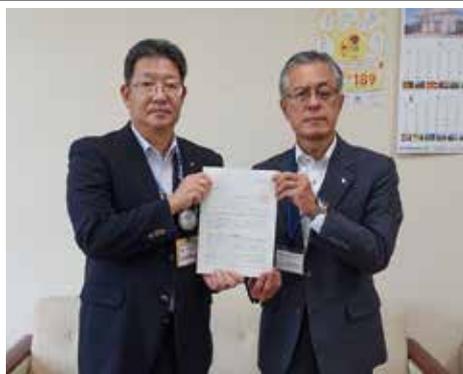
宮城県社会福祉法人経営者協議会	一般社団法人宮城県保育協議会	宮城県知的障害者福祉協会
宮城県老人福祉施設協議会	仙台市老人福祉施設協議会	宮城県老人保健施設連絡協議会
宮城県身体障害者施設協議会	宮城県障害者小規模施設連絡会	宮城県社会就労センター協議会
宮城県児童養護施設協議会	宮城県母子生活支援施設連絡協議会	特定非営利活動法人 宮城県認知症グループホーム協議会
一般社団法人宮城県社会福祉士会	一般社団法人宮城県介護福祉士会	特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会
東北福祉大学	宮城県	公益社団法人
宮城県内35市町村	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	日本認知症グループホーム協会 宮城県支部

経営方針10 県等への福祉施策の提言活動

地域福祉と施設福祉の推進の実践的担い手として利用者本人及び家族のニーズはもとよりサービス提供の事業所や市町村・市町村社会福祉協議会のニーズ等を県などの施策に反映できるよう提言します。

県内の各種団体は、多様化する福祉ニーズに対し、様々な課題を抱えながら支援を行っている状況です。本会では、「地域福祉と施設福祉の推進の実践的担い手」として、県内市町村社会福祉協議会及び利用者家族会など福祉関係団体のニーズ等を把握・集約し、県の施策への反映を要望しています。また、社会福祉協議会が有する「運動性」の展開の一環として捉えています。

提言・要望

事業期間	平成17年度から継続（年1回）	 <p>令和6年度県への要望 提出時の様子</p>
背景/根拠法令	新・社会福祉協議会基本要項	
事業目的	ソーシャルアクション 協議会として福祉に関する意見を収集し、行政へ提言・要望	
対象	県内の市町村社協及び福祉関係団体	
事業概要	県内市町村社協及び福祉関係団体から福祉施策に関する要望を募集して、本会からの要望と併せて県に提出している。	
事業経緯	三団体の統合前から、福祉事業団は継続して要望活動を実施してきた。統合後は、県内市町村社協や福祉関係団体からの要望も併せて県に提出している。	
事業成果	本会からの要望だけではなく、県内市町村社協や福祉関係団体からの要望も提出することで、各団体が抱えている課題について県の理解を促す効果があった。	
課題	現在は本会も含め、各団体が個別の要望を県に提出している。要望活動の効果を高めるためには、県内の福祉関係団体の総意の意見として要望を提出するなど実施方法の改善が必要である。	
今後の方針	より効果的な要望活動となるよう実施方法を検討する。	

経営方針 11 自主、自立的経営の推進（事務局組織の強化）

経営状況を的確に把握し、将来の事業展開を念頭に置いた財務管理と計画に基づく経営手法の導入による事業管理を進めるとともに、事業や財務状況を積極的に情報開示して透明性と信頼性の確保に努めるなど経営基盤の強化を図ります。

平成15年の地方自治法の改正に伴い、宮城県では、平成18年度から指定管理者制度が導入されました。本会は、県立施設の船形コロニー（現在の宮城県船形の郷）ほか8施設を3年から5年の期間で指定管理を受けることになりました。平成23年度には、県立施設としての先導的機能、セーフティネット機能、広域支援機能がすでに一般化しているとの判断から、宮城県から宮城県和風園・宮城県偕楽園・宮城県太白荘の3施設を民間移譲として受けました。移譲3施設については、財務基盤の強化に向けて利用者の確保が課題となっています。

本会では統合後から平成22年度までの期間、職員採用試験を実施してこなかったこともあり、近年は人材確保が最大の課題となりました。このため平成23年度以降、職員採用活動に注力してきました。また、令和5年度には、人材確保及び人材定着を目的に、これまでの職員給料表を見直すなど「職員給与制度の改正」を実施しました。

令和6年4月には、県内の福祉団体が入居し各種研修機能を有した「みやぎハートフルセンター」の指定管理を受託しました。また、令和6年7月には、法人の災害時の危機管理対応などを考慮し、これまで執務室として使用してきた宮城県自治会館及び宮城県社会福祉会館から、法人事務局としての執務スペースが確保でき、かつ非常用電源設備を有し、災害時の防災拠点として使用できる宮城県仙台合同庁舎（仙台市青葉区堤通雨宮町）に移転しました。



船形の郷全景航空写真

① 県立施設の運営管理

事業期間	平成17年4月から継続	 <p>新築された船形の郷居住棟</p>
背景/根拠法令	障害者総合支援法、 宮城県障害者支援施設等条例等関係規定、指定管理基本協定書	
事業目的	利用者支援の充実 指定管理施設としてのセーフティネット機能の発揮 コンプライアンス（法令遵守）に基づく適正な施設運営 質の高いサービスを提供するための人材育成	
対象	宮城県船形の郷ほか5施設（令和6年現在）	
事業概要	指定管理基本協定書及び業務仕様書に基づく県立施設の運営管理	
事業経緯	宮城県からの管理委託として宮城県福祉事業団が運営した。 平成15年の地方自治法の改正により平成18年から指定管理者制度が導入され、県立施設10施設の運営管理を受託した。平成23年に宮城県から3施設（和風園、偕楽園、太白荘）の民間移譲を受け、現在は、宮城県船形の郷ほか5施設の運営管理を受託している。	
事業成果	指定管理者として、適正な施設運営に努め、継続して管理代行している。	
課題	現行の指定管理期間は5年であるが、職員の雇用の安定や人材育成期間の確保等ために、指定管理期間の長期化が望まれる。	
今後の方針	仕様書に基づく適正な施設運営	

② 社会福祉法改正への対応

事業期間	平成28年度から継続
背景/根拠法令	改正社会福祉法
事業目的	社会福祉法人の組織運営を強化、社会的な責任を明確にするガバナンスの強化、法人運営、財務規律の強化地域における公益的な取り組みを実施する責務
対象	本会及び県内法人
事業概要	定款の変更 理事会・監事・評議員会の権限、責任の明確化 評議員選任・解任委員会の設置 会計監査人の設置 内部監査体制の構築と法人代表者の理事会での職務報告の義務化 社会福祉充実残額の明確化 地域における公益的取り組み
事業経緯	平成28年4月1日に施行された「社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、定款の変更など必要な対応を実施するとともに、市町村社協に対し、法施行に伴う改正内容に関する説明会を開催するなど対応した。
事業成果	法の施行により、社会福祉法人の運営については、これまで以上に財務規律の強化や透明性の向上が求められ、社会福祉法人の運営がより公正で信頼性の高いものとなった。 本会では、定款を変更するとともに諸規則の見直しや会計監査人を設置した。 社会福祉法人や各社協からの個別の質問や相談等へも対応した。
今後の方針	社会福祉法など関連する法改正に適正に対応するため、全社協などを通じて情報収集を図り、適時市町村社協と共有し、必要に応じて法改正の対応に関する研修会の実施などの支援を行う。

③ 職員の確保と定着促進（給与改革）

事業期間	平成23年度から継続	
背景/根拠法令	少子高齢化による働き手不足への対応	
事業目的	本会事業の安定的な運営と理念遂行のため	
対象	本会職員、本会への就職希望者	
事業概要	職員の処遇改善の実施及び採用希望者への情報発信の強化 質の高い福祉サービス提供に資するための研修計画の見直し 業務分析に基づく適正人員の配置	新任職員研修 前期の様子
事業経緯	<p>統合後、定期的な採用試験を実施していなかったが、平成22年以降、定年退職者が一定数発生し、かつ将来的な職員の確保・育成が必要であるとの方向性により平成23年度から定期的な職員採用試験を実施してきた。開始当初は、内定者も一定数を確保できていたが、人口減少や福祉職離れの影響もあり、近年は、試験応募者数も減少傾向である。</p> <p>職員確保と定着を目的に令和5年度に適用給料表及び初任給格付けの見直しを含めた給与制度の全面的な改正を実施した。また、本会職員の育成を図るため、新規採用職員などを対象とする階層別研修などの内容を見直し、質の高い福祉サービスの提供に資する研修計画を策定した。</p>	
事業成果	職員採用試験の実施により、一定程度の職員を確保できているが、年々応募者数が減少傾向にあり退職者補充に留まっている。	
課題	<p>定期的な採用試験を実施してこなかったため、本会在職期間が10年未満の職員の比率が高く質の高いサービス提供のために本会職員の育成が必要である。</p> <p>年々、本会採用希望者が減少している。また、働き手不足の影響もあり、各事業に必要な臨時職員数が確保できていない。</p>	
今後の方針	<p>階層別研修の継続と本会におけるキャリアパスを構築する。</p> <p>人口減少を見据え、中長期的な視点での職員採用計画の策定や施設利用者の定員など運営施設の今後の対応について検討する。</p> <p>試験種目の見直しや内定式を実施するなど内定者フォローの充実を図り、内定辞退者対策を講じる。</p>	

④ 法人事務局の移転と新たな拠点運営

事業期間	令和6年度から継続	
背景/根拠法令	宮城県社協 危機管理計画 みやぎハートフルセンター指定管理要綱	
事業目的	宮城県社協事務局機能の強化 大規模災害時の対策本部機能の対応 宮城県における社会福祉従事者研修に関する拠点運営	
対象	法人事務局	
事業概要	法人事務局を宮城県自治会館・宮城県社福会館から宮城県仙台合同庁舎へ移転 宮城県の指定管理の新規受託（みやぎハートフルセンター）	
事業経緯	法人事務局としての執務スペースが確保でき、かつ非常用電源設備を有し災害時の防災拠点として使用できる仙台合同庁舎に移転することとした。また、宮城県が旧パレス宮城野を総合的な福祉施策の推進のための施設として利活用する方向が示され、本会としても、その施設の活用について県と協議を進め、法人事務局で行っている業務を整理、再編し、直接県民向けに実施する各種センター機能をその施設である「みやぎハートフルセンター」に集約することとした。	
事業成果	宮城県仙台合同庁舎は、非常用電源設備を有しているため、災害時の防災拠点として有効的に機能することが期待できる。 みやぎハートフルセンターは、社会福祉関係者の研修のための会場を備えているため、総合的な福祉施策の推進に期待できる。	
課題	みやぎハートフルセンターに関する県民の認知度が不足している。	
今後の方針	ホームページなどを活用し、みやぎハートフルセンターの機能などについて広く県民に周知していく。	

Ⅱ 地域福祉を推進するための施設サービスの提供機関として

経営方針1 地域福祉の推進

平成10年度以降、宮城県福祉事業団が進めてきた「知的障害者の施設からの地域移行」「地域生活援助事業（現共同生活援助事業）の推進」に統合後も率先して取り組み、その事例やノウハウを県内各市町村・他法人へ浸透させていくことは、統合時に期待された大きな目的でした。

統合当時から障害者福祉施策の先駆的役割を果たしてきた本会ですが、平成18年度の障害者自立支援法及び平成24年度の障害者総合支援法の施行に伴い、在宅で提供される障害福祉サービスは、市町村がその主体となって実施する業務となり、県立施設を運営しながら地域福祉を推進する本会の「地域福祉サービスセンター」に対して、協働や受託での事業実施を協議する市町村は多くはありませんでした。

統合後20年目にあたり、本会としてこれまでのように一定の広域の地域で地域生活支援に関わる福祉サービス事業を実施していくかは、効率性・継続性・専門性なども含め大きな課題となってきています。県内各市町村において、近所での助け合いにより誰もが安心して生活できる「地域の福祉力」が大いに高まってきた中で、指定管理を受けている県社協の施設はそれぞれ重要な役割を抱えており、人材確保の困難さもあり「地域生活支援事業の推進」に関しては見直しの時期を迎えています。

経営方針3 権利擁護の推進

福祉サービス利用者のケアプランに基づく実践・倫理綱領や行動規範について、統合当初から各施設で一人ひとりの基本的人権を守り、自己決定やプライバシーを尊重したケアを実施してきました。福祉サービス第三者評価事業を全施設が定期的に受審し、情報を公表しているのも特徴です。

障害者支援施設 宮城県船形の郷

施設名 宮城県船形の郷（就労含む）

基本方針

利用者個人の尊厳・意思を尊重し、安心・安全な生活が送れるよう生活の質の向上を図るとともに、利用者の特性に応じた自立支援・社会参加促進の取組を進めます。

実施事業 施設入所支援・生活介護、短期入所、就労継続支援B型

所在地	黒川郡大和町吉田上童子沢21	利用定員	施設入所支援・生活介護・短期入所（258人） ※令和6年度 就労継続支援B型（20人）
設置年月	昭和48年8月		
職員数	189名		



① 施設の概要

昭和48年、宮城県精神薄弱児・者総合施設建設基本構想に基づき、重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通して自立への道を開く心身障害者総合援護施設「宮城県船形コロニー」として設置されました。

平成5年10月の「とがくら居住区」開設で最大規模の施設となりましたが、平成7年度以降は、地域生活援助事業（グループホームの設置）を進め、大規模施設から地域生活への障害者の移行を積極的に推し進めました。

② 統合時から第1期指定管理まで

統合前の「船形コロニー解体宣言」を基に、地域生活への移行を進めてきており、第1期指定管理開始時は、「地域生活に向けた個別支援計画の策定とトレーニングの充実」「ケアホームのモデル的取組」「関係機関との連携」等を目標として取り組み、居住支援と日中活動支援の明確化を進めました。

平成23年3月の東日本大震災では、施設に大きな被害がなかったこともあり、法人本部の建物が停電及び建物の安全確認を要することから、発生翌日に法人災害対策本部が当施設に設置されました。また、日本知的障害者福祉協会からの支援物資倉庫として体育館を提供し、沿岸部被災施設への支援に寄与しました。

③ 船形コロニーから船形の郷へ

施設・設備の老朽化による生活環境の悪化、入所者の高齢化や障害の重度化に伴う支援負担が増大している現状により、宮城県は平成26年度の「県立障害児者入所施設のあり方検討会」、平成27年度の「船形コロニー施設整備検討会」を経て、平成28年度に「船形コロニー整備事業基本構想」を策定しました。設計コンセプトは、「ユニット化・個室化」「職住分離」「支援のしやすさ」であり、平成30年度に基本設計から始まり、段階的に整備が進んでいきました。

令和2年9月1日には、施設名称が「宮城県船形コロニー」から「宮城県船形の郷」に変更され、新居住棟「おおくら園」、「かまくら園」の供用を同時に開始しました。



ユニットの部屋

令和4年10月には、新居住棟「とがくら園」、新活動棟「さくら館」の供用を開始しました。

令和6年4月には、新居住棟「はちくら園」、新管理棟が完成し、全ての建物の供用を開始しました。また、宮城県介護研修センターが大崎市鹿島台から敷地内へ移転しています。

あわせて、リハビリテーション支援部を新設し、作業療法士・理学療法士による身体機能の評価、分析を経てリハビリテーション支援計画を立て、機能訓練を行っているほか、

使用している車椅子や補装具の管理、点検や調整等の保守、使用状況の評価による作製・修理等の支援を開始しました。

また、「〇〇園」という組織の名称については、令和6年4月から「生活支援第〇部」という名称へと変更しました。



新管理棟の外観



スヌーズレンルーム

④ 今後のセンター機能としての取組

令和6年度から第5期指定管理期間が始まり、「セーフティネット機能」として、利用者の高齢化及び障害の重度化に対応した支援や、他施設での受入れが困難な強度行動障害者等の受入れ体制の構築、「バックアップ機能」として、地域で生活する障害者や民間施設等に対するバックアップの拠点的な存在となること、「コーディネート機能」として、関係機関との連携による支援の調整的役割という、地域のセンター機能を発揮すること

とを求められています。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託(宮城県)	令和2年度	9月	船形の郷に名称変更 新おおくら園・かまくら園供用開始
平成18～22年度		第1期指定管理(宮城県)	令和3～5年度		第4期指定管理(宮城県)
平成23～27年度		第2期指定管理(宮城県)	令和4年度	10月	新とがくら園・さくら館(活動棟) 供用開始
平成27年度		建替検討委員会始まる	令和6～10年度		第5期指定管理(宮城県)
平成28～令和2年度		第3期指定管理(宮城県)	令和6年度	4月	新居住棟「はちくら園」・管理棟の供用開始 組織の名称変更

県北地域福祉サービスセンター

施設名 障害福祉サービス事業所 宮城県援護寮

基本方針

精神障害者の社会参加と自立に向けて自己決定・自己選択の尊重を基本に、関係機関と連携し、ニーズに応じた支援を行います。

実施事業 自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、短期入所

所在地 大崎市古川旭5丁目7-21

設置年月 平成13年4月

利用定員 22人

職員数 10名



① 施設の概要

精神障害者生活訓練施設である援護寮は、精神障害者の社会復帰のために2年間の期限付きでの生活訓練（定員20人）や、短期入所（定員2人）を行う入所型施設として宮城県が設置し、平成13年4月から宮城県福祉事業団が管理運営を受託しました。

当初は安定期にある社会的入院患者の退院促進、地域移行支援の役割を果たしてきましたが、その後、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）、発達障害者支援法が施行され、軽度知的障害や発達障害を有する方、適応障害の方など、多様な利用者の方々の支援を行ってきました。

② 第1期指定管理からのあゆみ

1期目の指定管理にあたっては、利用者の主体性に基づいた地域生活移行を進めるとともに社会的入院者の減少に向けた取組として、ケアマネジメントの徹底と、精神障害者地域生活支援センターとの連携により、受け皿機能の拡大と支援の質の向上を図ってきました。

精神障害に特化した施設として、平成15年度から「夜間等相談窓口事業」を実施し、在宅の障害者の支援も行ってきましたが、平成23年度で終了となりました。また、援護寮利用者にとっての地域生活への参加の窓口であった精神障害者地域生活支援センターは、平成18年度の法改正に伴い市町村事業となり、本会での事業は終了しました。このことは大きな変化であり、県北地域福祉サービスセンターの活動全体にとっても大きな変化でした。

③ 支援の特徴

援護寮への入寮に関する相談経路は、精神科病院だけでなく、地域の相談支援事業所、市町村（虐待保護含む）、拘置所、医療少年院、保護観察所など多様化しています。結果として、援護寮の利用者についても、社会的入院患者のほか、在宅で引きこもりの状態にある方、民間の自立訓練施設利用を断られた方、医療観察法により入院中の方など、状態像が多様化してきました。

支援内容としては、集団的な支援として専門講座、外出訓練や調理等、個別的な支援として服薬管理、金銭管理等を行い、さらにコミュニケーション能力の向上を目指し、Social Skill Training（社会適応訓練：SST）の手法を導入し支援してきました。

地域生活に移行する前には、ご家族や相談支援専門員、市町村担当者、主治医など地元の支援関係者と

のケア会議を開催し、安定した地域生活ができるよう支援してきました。

地域生活の移行先としては、近年では単身や家庭復帰よりもグループホームへの移行が増えており、個別ニーズに応じ見学や体験を行い、関係機関とのネットワークを作り、切れ目のない地域移行、地域定着等の支援を行ってきました。



ソーシャルスキルトレーニングの様子

④ 現状と課題

当施設から自立していった方々は、令和5年度までで211人（1年平均9.6人程度）で、ほとんどの方々が地域での生活に移行しています。今後も利用者の方が主体的にご自身の将来を思い描き、自己選択・自己決定を実現できるような支援を行っていきます。

自主事業である体験入寮者の積極的な受入れや退寮者のフォローアップ等を、より強化して行っていく予定です。

現在、支援を強化するためにも、支援記録のデジタル化など施設の支援環境（事務的業務）の効率化を進めています。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託（宮城県）	平成23年度	3月	夜間等相談窓口事業受託終了
平成18年度～ 20年度		第1期指定管理（宮城県）	平成24年度～ 28年度		第3期指定管理（宮城県）
平成21年度～ 23年度		第2期指定管理（宮城県）	平成29年度～ 令和3年度		第4期指定管理（宮城県）
平成22年度	3月	震災で大崎・美里から6名緊急入所	令和4年度～ 8年度		第5期指定管理（宮城県）

施設名 地域支援センターほほえみ

基本方針

地域で安心・安全に生活できるよう利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに応じた適切な支援に努めます。また、地域との交流及び各関係機関との連携を図り、充実した地域生活と社会参加ができるよう取り組んでいきます。

実施事業 共同生活援助「さくら」

所在地 大崎市古川旭5丁目3-3

設置年月 平成23年4月

利用定員 17人 職員数 3名



① 事業所の概要

地域支援センターほほえみは、平成15年のグループホーム設置から始まり、精神障害の相談支援事業所「時や」及び障害者就業・生活支援センター「Link」からなり、大崎福祉圏域（1市4町）の障害者の自立支援・生活支援を担ってきました。さらに、知的障害者・身体障害者の相談を受ける他の法人と連携し、同一フロアで3障害相談事業のワンストップ化を図った時期もありました。

② 現状と課題

現在は、主に精神障害者を対象としたグループホーム4箇所を運営しており、令和6年4月1日現在の定員は男性13人、女性4人の計17人です。宮城県援護寮を24時間のバックアップ施設とし、入居中の方の約7割が宮城県援護寮から入所しています。

課題としては、グループホーム利用者と地域との関係づくり、サービスの質の透明性・質の確保等が挙げられます。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	精神障害者地域生活支援センター、グループホーム2箇所、障害者就業・生活支援センター「Link」（国事業・県事業）で事業運営	平成23年度	4月	地域支援センターほほえみ 組織化
			平成26年度	3月	相談支援事業「時や」事業廃止
			平成30年度	1月	地域支援センターほほえみ事務所移転（古川駅前ビルから合同庁舎隣接地）
平成18年度	9月	自立支援法施行により「精神障害者地域生活支援センター」事業廃止	令和5年度	3月	障害者就業・生活支援センター「Link」事業廃止
平成19年度	4月	地域相談支援センター「時や」設置 市町村障害者相談支援事業受託（1市4町）	令和6年度	4月	地域支援センターほほえみ事務所移転

仙台北地域福祉サービスセンター

施設名 在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家

基本方針

在宅の心身障害者及び介護者の保養・レクリエーション活動や療育支援を行うとともに、セーフティネットとして緊急時や災害時の受入れを行います。

実施事業 在宅心身障害者保養施設、短期入所、日中一時支援事業

所在地 黒川郡大和町吉田字上童子沢21

設置年月日 昭和47年4月

利用定員 83人 **職員数** 17名



① 施設の概要

昭和43年の「愛の手をつなぐ運動」として、県民から障害者福祉への浄財が集まり、それを契機に、県が同額を負担し、全国で初めて在宅の障害者とその家族を対象とした保養及び療育指導の施設として昭和47年に誕生しました。障害者本人のみではなく、家庭に障害者を抱える家族をどのように支えていくか、「在宅福祉」の重要性に目を向けた特色ある施設です。

② 統合時と第1期指定管理の役割

在宅障害者とその家族が、心身共にリフレッシュすることができる保養施設として、福祉レクリエーションの提供による余暇活動支援や、家族に対する療育相談を行っていました。また、レスパイト機能として、短期入所事業、緊急一時保護事業、親と離れての生活を体験し訓練する「体験ステイ事業」のモデル的事業を行っていました。

第1期指定管理にあたっての事業計画は「緊急一時保護の実施」「24時間体制での家族支援」「利用者の満足度を高める接客の実践」を重点としました。

平成19年2月には、県から「重症心身障害児（者）通園事業（B型）ふわり」を受託し、在宅障害者のニーズへの新たな生活支援の場の提供を始めました。

③ 第2期指定管理から第4期指定管理まで

平成23年度から始まる第2期指定管理にあたっては、東日本大震災後であり、県立施設としての社会的役割を果たすために、「災害時における在宅心身障害者や地域の災害弱者の一時的受入れや避難場所としての施設の提供」を掲げ、災害時の受入れ体制整備を行いました。

そのほか、「介護者の療育支援を目的とした交流会」「キャップハンディ活動」「地域住民を対象としたボランティア育成講習会や施設行事へのボランティア受け入れ」等、地域づくりに貢献するため、施設の持つ機能やノウハウを活かした事業展開を進めました。

平成24年4月には、県からの委託事業である「重症心身



平成25年の施設行事「友・遊ななつもり」

障害児（者）通園事業（B型）ふわり」が、法制度の改正により生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスの各事業の位置付けとなり、「障害児（者）多機能型事業所ふわり」となりました。

その後、令和2年7月には、自主事業である地域支援センターぱれっとの新築移転に伴い、生活介護事業所すまいと一体的な運営を行うこととなり、ふわり事業所も地域支援センターぱれっとへ移管しています。

平成25年当時は、黒川圏域の障害児通所事業が不足していたため、障害児の地域生活支援の充実に目的とし、新たに「放課後等デイサービス事業所なないろくれよん」を開設しました。

新型コロナウイルスの感染が拡大している中で始まった第4期指定管理は、「新型コロナウイルス感染者や原子力災害発生時の避難障害者の受入れ」等、セーフティネット機能の発揮と対応力の強化に重点を置きました。

コロナ禍で一般の利用者数は大幅に減少しましたが、地域の在宅障害者の介護者が感染した際の一時受入れや、法人内グループホームの集団感染時の感染拡大防止のため、療養の場としての機能を発揮しました。

現在は減少した利用者を回復させるため、余暇活動メニューの見直しや、周知活動の拡大により新規利用者の獲得やリピーターの増加を促進しています。

令和5年3月、「放課後等デイサービス事業所なないろくれよん」については、黒川圏域の事業所数が16か所と増加したことにより、圏域の利用ニーズは充足されたこと、また、利用者数は年々減少し、マイナス収支の経営状況に陥り、改善や効果的な対策を見込むことができないことから廃止しました。

④ 今後の課題

七ツ森希望の家は、在宅障害者の受入れが基本であることから、築50年経過した建物の補修を適宜行いながら、今後も特色を生かして運営していきたいと考えています。

また、新規利用者の開拓とリピーターの獲得のため、付加価値のある宿泊プランの提供、キャンセル待ち登録の加入促進及び過去の利用者への日帰りや宿泊利用のPR、県内各地へのPR活動を強化していきます。



芝生の庭

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託（宮城県）	平成25年度	6月	放課後等デイサービス事業所 なないろくれよん開設
平成18～22年度		第1期指定管理（宮城県）	平成28～令和2年度		第3期指定管理（宮城県）
平成19年度	2月	「重症心身障害児（者）通園事業（B型）ふわり」を受託	令和2年度	7月	障害児（者）多機能型事業所「ふわり」地域支援センターぱれっとへ移管
平成23～27年度		第2期指定管理（宮城県）	令和3～7年度		第4期指定管理（宮城県）
平成24年度	4月	障害児（者）多機能型事業所「ふわり」に改正	令和5年度	3月	放課後等デイサービス事業所なないろくれよん廃止

施設名 地域支援センターぱれっと

基本方針

障害者総合支援法に基づく、グループホーム入居者の日常生活上の支援等とともに、仙台圏域を中心とした在宅障害者の地域生活支援、就労支援、日中活動支援等、住み慣れた地域社会において自立生活の実現と継続を目標に、地域支援の拠点として適正な事業運営に努めます。

実施事業

共同生活援助「ひなた」、生活介護「吉岡すまいる」、児童発達支援・放課後等デイサービス「ふわり」、特定相談支援・障害児相談支援・市町村障害者相談支援事業「ぱれっとよしおか」

所在地	黒川郡大和町吉岡字館下46-1	利用定員	共同生活援助「ひなた」(43人) 生活介護「吉岡すまいる」(30人) 児童発達支援・放課後等デイサービス「ふわり」(5人)
設置年月	平成10年5月		
職員数	22名		



① 事業所の概要

「地域生活への移行」の考え方が徐々に広がり、グループホーム等地域の中で生活する利用者が増え、グループホームのバックアップのみならず、仙台保健福祉圏域の在宅障害者（児）も含め障害種別を超えた地域生活の相談窓口、就労支援等様々な機能を持つ地域支援の拠点を目指して、平成10年5月に地域支援センターぱれっとを開設しました。

② 統合時の状況

統合時は、センター内に3か所の拠点をもち、仙台北ぱれっと・よしおか（大和町）は、相談支援事業とグループホーム20か所を運営していました。仙台東ぱれっと・さんのう（利府町）は相談支援事業を、仙台南ぱれっと・さとのもり（岩沼市）は就労・生活支援及び相談支援事業を行い、施設から地域生活に移行した方や在宅障害者を支援してきました。

③ 地域での自立生活支援事業のあゆみ

ぱれっと・よしおかでのグループホームのバックアップ事業は、平成18年の法改正に伴い「共同生活援助・共同生活介護事業所ひなた」として、10月に県から事業所指定を受け、令和6年度末現在は大和町内の8ホーム（入居定員41人）で入居者の地域生活を支えています。

相談支援事業は、平成18年度の法改正により「サービス提供の事前アセスメントに必要な障害者相談支援事業」という位置づけになったため、平成18・19年度には市町村からの受託事業となりました。

平成25年4月に、地域拠点としての役割をさらに発揮するために、「ぱれっとさとのもり」は仙台南地域福祉サービスセンター（岩沼市）の組織下へ再編されました。



相談支援事業の様子

障害者のケアマネジメントの基本となる「相談と支援計画づくり」が広がり、地域の法人の実施体制が整ったため平成29年3月に「ばれっとさんのう」は事業を終了しました。

「生活介護事業所吉岡すまいる」は、平成19年10月に地域で生活する障害者の日中活動の場として開設しました。令和2年7月に、手狭だった地域支援センターばれっと事務所が現在地へ新築移転したことに合わせて、同敷地内に「吉岡すまいる」と、宮城県七ツ森希望の家の「障害児（者）多機能型事業所ふわり」も移転し、一体的に事業展開をすることとなりました。



吉岡すまいるでの日中活動の様子

障害者就労・生活支援事業は、「ばれっとさとのもり」で、県からの受託事業として開始しました。平成20年4月、法制度の改正により国及び県からの受託事業となり、「障害者就業・生活支援センター事業所わ〜く」として仙台市内の高砂に拠点を構え、広く仙台圏域の支援事業に取り組みました。令和6年4月の法人組織の改編により、みやぎハートフルセンター内の福祉人材センターへ移管となり、障害者の就労支援を継続しています。

④ 今後に向けて

事業所設置当初とは異なる社会情勢や圏域における障害児（者）の現状等を踏まえながら、富谷市・黒川郡の地域で生活する障害児（者）の拠点として、今後の事業展開について検討が必要な時期となっています。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	グループホーム/ケアホーム 20 ホーム実施	平成25年度	4月	ばれっとさとのもりを仙台南サービスセンターへ再編
			平成26年度	10月	グループホーム「ひなた」定員57名へ変更
平成18年度	10月	障害児等療育支援事業・相談支援受託（ばれっとさんのう、ばれっとさとのもり）	平成28年度	3月	相談支援：ばれっとさんのう事業廃止
平成19年度	4月	相談支援受託（ばれっとよしおか）	平成30年度	3月	障害児等療育支援事業（黒川郡）終了
	10月	生活介護「吉岡すまいる」開設 相談支援ばれっとよしおか 特別アドバイザー（自立支援協） 受託	令和元年度	4月	ばれっと新グループホーム「だいち・あゆみ」新築
平成20年度	4月	障害者就業・生活支援センター わ〜く受託	令和2年度	7月	多機能型生活介護吉岡すまいる新築 「児童発達支援ふわり」が希望の家から移転
平成23年度	3月	法改正により指定相談支援事業 所廃止	令和6年度	4月	障害者就業・生活支援センター「わ〜く」 みやぎハートフルセンターへ事務所移転
平成24年度	4月	法改正により指定特定相談支援・ 障害児相談支援事業所 再受託		3月	児童発達支援・放課後等デイサービス ふわり事業終了

県中央地域福祉サービスセンター

施設名 福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園

基本方針

児童が安全な環境で安心して生活できることを保障し、一人ひとりの児童に合わせた身辺自立や社会性の自立、地域生活移行への支援を行います。

実施事業 福祉型障害児入所施設、短期入所

所在地 仙台市泉区南中山5丁目2-1

設置年月 平成5年10月

利用定員 64人 職員数 43名



① 施設の概要

知的障害児施設「宮城県亀亭園（昭和25年開設）」と「宮城県小松島学園（昭和35年開設）」を移転統合する形で、平成5年10月1日に入所定員100人の知的障害児施設として宮城県が設置した施設であり、平成13年4月から宮城県福祉事業団が管理運営を受託しました。

② 統合時から第1期指定管理まで

平成17年4月の児童福祉法改正により、これまでの措置入所から契約入所による利用も可能となっています。平成18年4月からは県指定管理者制度が導入され、前年度に三団体統合した宮城県社会福祉協議会が指定を受けて業務を開始し、現在第4期目となっています。平成24年の児童福祉法改正では、それまで障害種別ごとであった障害児入所施設は「福祉型」と「医療型」に分類され、現在、啓佑学園は県内唯一の福祉型障害児入所施設となっています。

③ 障害児入所施設としてのあゆみ

障害児入所施設は障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設であり、その社会的使命や、役割・機能の原点は開設当時より変化のないものです。特に、児童の「保護」「自立」を目標とした支援では、各種関係機関との連携のもとで、入所時点から退所後を見据えて一貫して取り組まれるものであり、毎年、高等部3年生のすべての生徒が卒園しています。

今後も、障害児入所施設は入所期間が有期限であることを強く意識し、家庭、行政・児童相談所、医療、教育、地域福祉関係者、福祉サービス事業者等とつながりを持ちながら、様々なノウハウを共有して支援の質の向上に努めていく方向です。

④ これからの機能

入所対象者を原則18歳未満としている障害児入所施設は、有期限的な施設利用となります。年齢超過者の経過期間（みなし）も廃止され、令和6年度からは高等部1年生から地域移行のための進路支援の支援計画作成が義務付けられました。入所児童の進路支援では多様な方々のご支援ご協力が不可欠であり重要となっています。また、障害児入所施設には「発達支援機能」「自立支援機能」「社会的養護機能」「地域支援機能」の4つの機能が求められています。これらの機能は相互に関連するものであるため、総合的に取り組み、支援の質の向上につなげていくことが必要です。

施設名 障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園

基本方針

利用者の意向・希望が尊重、反映された施設運営を実施するとともに、地域での生活が送れるよう自立に向け利用者の心身状況や障害特性に応じた支援を行います。

実施事業 施設入所支援・生活介護、短期入所

所在地 仙台市泉区南中山5丁目2-1

設置年月 平成14年4月

利用定員 33人

職員数 31名

① 施設の概要

知的障害児施設「宮城県啓佑学園」の入所者で、18歳以上の年齢を超過した方の支援のために、県は平成14年4月に定員30人の知的障害者更生施設「宮城県第二啓佑学園」を同一敷地内に設置しました。以降、宮城県啓佑学園とあわせて障害児・者の入所施設として今日に至っています。

② 統合から第1期指定管理まで

平成15年4月からは支援費制度がスタートし、措置入所から契約入所へ変更になりました。第二啓佑学園においても入所施設から地域生活への移行の取組を意識し、統合時もグループホームへの移行を進めました。平成18年4月には宮城県啓佑学園とともに、県指定管理者制度が導入され、宮城県啓佑学園と一体的な運営を行っています。

入所施設から地域生活への移行の取組として、共同生活援助事業、生活介護事業を担う「地域支援センターしんぼし」が自主事業として設置され、連携して地域生活移行支援を進めていきました。そのほか、宮城県啓佑学園と連携して緊急一時保護事業の取組を実施し、セーフティネット機能を果たしています。



移動販売・買い物体験

③ 今後に向けて

現入所者の入所期間が長期化しないよう、地域生活移行等を可能とする支援に継続して取り組んでいます。今後は、宮城県啓佑学園及び第二啓佑学園が抱えている課題を整理し、求められる役割を果たしていけるよう、今後のあり方を検討していきます。

(沿革) 「宮城県啓佑学園と第二啓佑学園」と共通

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託(宮城県)	平成28年度～令和2年度		第3期指定管理(宮城県)
平成18～22年度		第1期指定管理(宮城県)			
平成23～27年度		第2期指定管理(宮城県)	令和3年度～7年度		第4期指定管理(宮城県)

施設名 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

基本方針

発達障害を有する方に対する専門的・広域的支援の拠点として、相談に乗り指導・助言を行います。

実施事業 発達障害に関する総合相談

所在地 仙台市泉区南中山5丁目2-1

設置年月 平成18年11月

職員数 4名、専門相談員5名



① 事業の概要

平成17年に発達障害者支援法が施行され、これまで公的支援を受けられなかった知的障害を伴わない自閉症やADHD、LD等の発達障害児（者）への支援を行う機関として、県・政令指定都市に発達障害者支援センターの設置が義務付けられました。当センターは県から受託して、平成18年11月から事業を開始しています。

平成17年に厚生労働省が示した発達障害者支援センター実施要綱では、センターは障害児等入所施設への附置とされており、宮城県啓佑学園の敷地内に設置しています。

② 事業の目的

仙台市を除く県域を対象として発達障害を有する障害児（者）に対する支援を専門的・広域的に行う拠点として、主に発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援、及び関係施設、関係機関に対する普及啓発及び研修を主たる役割としています。



自閉症啓発デーの啓発ブース

③ 現在の取組

令和元年、県は発達障害者支援体制の再整備を図り、相談体制を一次支援機関（市町村・療育等支援事業、相談支援事業所等）、二次支援機関（発達障害者地域支援マネージャー）、三次支援機関（発達障害者支援センター）に細分化し、役割が明確化され相互に連携しながら発達障害者支援体制を強化推進しています。

「えくぼ」は三次支援機関となり、一次、二次支援機関で対応が困難なケースへの課題解決のための提案助言を行うなど、支援者（支援機関）を支援する業務に位置づけられています。



「支援者支援」研修の写真

(沿革)

年 度	月	トピックス	年 度	月	トピックス
平成17年	4月	宮城県啓佑学園内に自閉症支援係を設置	平成18年	10月	発達障害者支援センターに名称変更(独自事業)
	10月	自閉症支援センター開設(独自事業)		11月	宮城県から委託を受け事業開始

施設名 地域支援センターしんぼし

基本方針

地域で暮らす利用者が安心・安全に健康的な生活が送れるよう、生活介護事業、共同生活援助事業を一体として支援していきます。また、地域との交流及び各福祉関係機関との連携による充実した日常生活と社会参加ができるように取り組んでいきます。

実施事業 共同生活援助、生活介護

所在地	仙台市泉区長命ヶ丘4丁目31-22		
設置年月	平成23年6月	利用定員	共同生活援助「わがや」(26人)
職員数	18名		生活介護「ひだまり」(30人)



① 施設の概要（設置と経緯）

平成16年に宮城県船形コロニーが、グループホームを仙台市泉区南中山に1か所設置し、翌17年には、さらに1か所を仙台市泉区北中山に、宮城県啓佑学園が仙台市泉区長命ヶ丘に1か所設置し、グループホームは宮城県啓佑学園の近辺に計3か所となり、「県中央地域福祉サービスセンター」として管理運営をすることになりました。

本会が管理運営するグループホームは利用者の支援状況に応じて、新体系のケアホームに移行しました。また、ケアホーム入居者の日中活動のための通所先として、平成18年10月には生活介護事業所「ひだまり」と「ひだまり分場」を仙台市泉区南中山に開設しました。

平成23年にこれらの事業を再編し、「地域支援センターしんぼし」と名称を改め、共同生活援助「わがや」と、生活介護「ひだまり」の事業を実施しています。平成24年4月に仙台市泉区長命ヶ丘四丁目に事業所を集約・移転し、7か所のグループホーム（定員30人）と、生活介護事業所「ひだまり」（定員30人）の事業を展開してきました。その後、入居者の減、及び世話人の確保等の問題から、令和5年に1ホームを廃止しグループホームの定員26人となりました。

※平成26年4月1日から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に統合されています。

② 地域生活支援の拠点としての役割と今後

当センターは、合併からの目的であった「入所施設から地域生活への移行支援機能の拠点」として宮城県啓佑学園・宮城県第二啓佑学園と連携して、入所者の地域移行を進めてきました。また、生活介護事業については、グループホームからの利用者だけでなく、利便性の高さから在宅の利用者との契約も進め、コロナ禍においても比較的安定した運営を継続してきました。

地域支援の拠点として「地域支援センターしんぼし」を設立してから14年が経過し、利用者を取り巻く社会状況は変化してきました。新たなニーズに対応できるかを法人全体で検証した結果、しんぼしの「生活介護事業」「共同生活援助事業」については、本会での運営は令和6年度末で終了しました。令和7年度からはほかの社会福祉法人で運営することとなっています。

(沿革)

年 度	月	トピックス	年 度	月	トピックス
平成17年度	4月	地域生活援助事業所「北中山ホーム」「長命ヶ丘の家」開設	平成26年度	4月	「からっとホーム」開設
	10月	共同生活介護事業所「南中山ホーム」開設			
平成18年度	10月	生活介護事業所「ひだまり」「ひだまり分場」開設	平成29年度	3月	「南中山4丁目の家」賃貸借終了で廃止(平成16年12月開設)
平成21年度	10月	ケアホーム「クローバーホーム」開設	平成30年度	4月	「長命ヶ丘2丁目の家」開設
平成23年度	4月	ケアホーム「なでしこホーム」開設	令和5年度	8月	「南中山ホーム」廃止
	6月	「地域支援センターしんぼし」設置 共同生活介護事業所「北中山ホーム」を「わがや」に名称変更			
平成24年度	6月	「地域支援センターしんぼし」を長命ヶ丘に移転	令和6年度	3月	生活介護事業・共同生活援助事業終了

共同生活援助



近くのローズガーデンへドライブ

生活介護事業



ひだまりにおける軽作業

職員コラム

地域支援センターしんぼしの今後について

現在、私は県中央地域福祉サービスセンター地域支援センターしんぼしに所属しています。そこでは、地域で生活している利用者が安心安全で健康的な生活を送ることができるよう、共同生活援助と生活介護が一体となり利用者を支援していました。

令和6年度に入り、地域支援センターのこれまでの役割と今後について、法人本部との検討を重ねた結果、共同生活援助と生活介護を広く展開しているほかの民間法人に移譲することとなりました。

地域支援センターしんぼしとしての事業は終了しますが、ほかの民間法人が事業を引き継ぎ、利用者への地域生活支援を継続していくこととなっています。

地域支援センターしんぼし 所長 渡邊 雅樹

介護研修施設 宮城県介護研修センター

基本方針

福祉従事者、在宅介護者への介護研修、福祉用具の相談指導等を通じ、豊かな地域社会の実現に努めます。

実施事業 介護に関する研修等の実施、福祉用具・介護機器の展示

所在地 黒川郡大和町吉田字上童子沢21

設置年月 平成6年4月

職員数 5名



① 施設の概要

宮城県から指定管理者として指定を受け、平成6年からセンターを運営しています。社会福祉事業従事者や在宅介護者等を対象とした研修の実施や福祉用具の利用相談、介護機器の展示等を行っています。

② 統合から第1期指定管理まで

統合時の平成17年は、介護保険制度の開始から5年が経過し、介護サービスの需要増加に伴い、在宅サービス事業者が提供するサービスの質の向上が研修内容として求められていました。相談では、高齢化に伴い重度の神経難病(ALS等)の要介護者が増加し、介護保険サービスや今までのシステムでは対応しきれない福祉用具や環境整備の相談が増加していました。

同年、介護保険制度改正の目玉として、「2025年問題」に対する地域包括ケアシステムの構築が初めて位置付けられ、「地域包括支援センター」が設置されました。少子高齢化が加速し、高齢者や要介護認定者は増える一方ですが、介護の担い手となる人材の育成や、施設の拡充は追いついていないのが現状でした。

そこで地域の力を存分に活かす必要が生じ、介護・ケアの場を従来の施設ではなく自宅にシフトしていくなど、医療・介護サービスの枠組みを再構築する必要が迫られている時期でした。

また、地方自治法改正による指定管理者制度への移行を翌年に控えている中、制度の趣旨と地域包括ケアシステムで求められている自助・互助の醸成、社会福祉協議会における地域福祉の推進機能を鑑みた形で、三団体それぞれが保有する機能を活かし、平成18年からの第1期指定管理の研修企画に反映しました。

③ 第2期指定管理からのあゆみ

平成18年に障害者自立支援法が制定され、3障害を含めてケアマネジメントの手法が導入されました。それに伴い、高齢分野のみならず障害分野の福祉用具や生活環境課題の相談が増加し、課題解決に向けた知識技術の習得と支援経験を蓄積しました。共通する課題については、支援者向けに専門研修会という形で普及啓発を行ってきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災後の支援活動では、福祉用具に関する支援経験を活かし、被災自治体や圏域の保健福祉事務所と協働し、避難所及び応急仮設住宅で避難生活を送る高齢者に対して、福祉用具等の環境課題解決に取り組みました。翌年は災害公営住宅建設に向けて、要介護高齢者・障害者向けバリアフリー仕様検討に参画し、県建設分全ての仕様にこれまでの経験を反映していただけたことは大きな成果と言えます。

④ センターの特徴「訪問相談支援」

当センターのアウトリーチによる訪問相談支援は、歯車の駆動部と位置づけています。在宅や施設を訪問し、利用者の課題解決を通じて支援者側の課題や不足している事を直接見て感じることができ、研修事業に反映させることでニーズに即した企画につなげています。

身近な専門職でも対応できないような高い専門性が必要な福祉用具の導入支援に際しては、中立性が求められる事業として一定の役割を果たしていると考えています。ニーズの多様化や福祉用具の高度化とともに各種支給制度の対象にならない機器を用いた支援が必要なケースも増加している中で、「福祉サービスの質と地域生活支援機能の向上」という本会の立場から、制度の狭間を埋めるための柔軟な支援が可能であることは、他の機関では担えない強みであると考えています。

⑤ 今後の役割

令和6年4月から障害者支援施設宮城県船形の郷の管理棟内に移転しました。今後は、高齢分野だけでなく、障害児者の分野も含めた幅広い知識・技術の研修を通じた人材育成を行うとともに、県内唯一の支援拠点として役割を担っていくことが求められています。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託（宮城県）	平成24～26年度		第3期指定管理（宮城県）
平成18～20年度		第1期指定管理（宮城県）	平成27～令和元年度		第4期指定管理（宮城県）
平成21～23年度		第2期指定管理（宮城県）	令和2～5年度		第5期指定管理（宮城県）
平成22年度	3月	避難所、応急仮設住宅での環境課題解決	令和3年度	3月	大崎市鹿島台から大和町への移転決定・設置条例変更
平成23年度	4月	認知症の専門研修受託	令和6年度	4月	宮城県船形の郷の管理棟で事業開始 第6期指定管理開始（5年間）



介護講座の様子

なごみなの里地域福祉サービスセンター

施設名 特別養護老人ホーム 和風園

基本方針

利用者一人ひとりの権利を尊重し安全で安心した生活が送れるように支援します。

実施事業 介護老人福祉施設、短期入所生活介護

所在地 黒川郡大和町小野字前沢1

設置年月 昭和41年1月

利用定員 220人

職員数 110名



① 施設の概要

指定介護老人福祉施設「和風園」は介護保険法令に従い、利用される方がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、そのために必要な居室及び共用施設、介護福祉サービス等を提供する施設です。現在の建物は平成4年に建設されています。

② 統合時の「利用者の満足」と「地域のための施設」

介護保険導入後も、利用者一人ひとりが地域の一員であることを基本とし、その人らしい生活を大切に安全で安心した暮らしをする場として、施設周辺・地域の集会場へ出かけることや、民家を借用し「逆デイサービス」を開始したほか、共生型通所介護事業「やわらぎ」を独自に行うなど、統合時は地域の高齢者及び障害者福祉の拠点となっていました。

③ 指定管理制度から民間移譲へ

指定管理に関して、「利用者の尊厳の保持、人権・権利擁護そして自立を基本とした支援を行うと共に、健全な施設運営に努めること」を基本方針として管理運営を行い、県立施設の役割を果たしました。また、身体拘束廃止推進事業を受託し、介護サービス情報公表指定調査機関事業の認定を受けて調査を行うなど、先導的に実施しました。

平成22年度の県からの民間移譲の提案に対し、これまでの基本方針を保ち、自主運営施設として責任を持った経営を基本とし、経営分析や必要な検証・改善を行い業務の効率化・経営の安定化を目指すことを強く打ち出し、申請しました。

④ 自主運営後の状況

東日本大震災の際は、南三陸町からの避難者の受入れや周辺住民への水道水の提供など、地域に根付いた施設として大きな役割を担いました。また、介護老人福祉施設としては、セーフティネットの役割を持ち、認知症の専門棟での支援、経管栄養を必要とする方への支援など民間では受入れ困難な方の入所に、特に配慮しながら運営しています。

⑤ 今後の課題

この4年間は、新型コロナウイルス感染対策やクラスターの発生で利用者の生活に大きな影響があっただけでなく、物価高騰もあり、経営的にも厳しい状況に置かれています。介護老人福祉施設として、人材育成やICTの活用などを通して運営基盤を強化し、介護・福祉を取り巻く状況の変化に対応していくことが課題です。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託(宮城県)	平成24年度	3月	登録喀痰吸引事業者として登録
平成18年度 ～22年度		指定管理(宮城県)			
平成22年度	3月	東日本大震災で南三陸町から5名緊急入所	平成26年度	11月	平成14年から実施の逆デイサービス事業終了
平成23年度	4月	宮城県から移譲	令和4年度	8月・12月	新型コロナクラスター発生



書道の様子

施設名 養護老人ホーム 偕楽園

基本方針

利用者一人ひとりの権利を尊重し、心身ともに健康で活力にあふれた生活を目指し、自立を支援します。

実施事業 養護老人ホーム、生活管理指導短期宿泊事業

所在地 黒川郡大和町小野字前沢31-1

設置年月 昭和27年3月

利用定員 82人 **職員数** 17名



① 施設の概要

養護老人ホーム偕楽園は、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者で、市町村長の措置により入所された方の尊厳を守り、自立生活を支援している施設です。設置者は宮城県で、昭和53年から本会が運営を委託され、平成23年に県から移譲されています。

② 統合時から第1期指定管理まで

統合時は、「利用者の安心・安全な自立生活」と「地域とのかかわり」を目標に施設運営を行いながら、法人としては、地域支援センターぱれっとから、知的障害者地域生活援助事業の富谷町（現富谷市）富ヶ丘近隣の4つのグループホーム業務を組織替えし、「地域生活支援係」を設け、利用者の生活支援を総合的に行う体制を取りました。

平成18年からは、利用者の尊厳保持と自立支援、地域とのかかわりを継続し、生活の質の向上に向けて取り組んでいくことを目標に、宮城県から第1期指定管理を受け、高齢者自立促進事業により民家を借用し宿泊体験の訓練等を行いました。

③ 県立施設の民間移譲への対応

県立施設の民間移譲に関しては、措置施設である偕楽園の単独での経営は難しく、和風園と一体的に高齢者福祉の拠点とする計画で申請することになりました。公的な役割と、介護保険下での高齢者福祉の運営の効率性などを考慮して、自主運営で努力する方向を示しました。その際に、建物が古いことから、県と協議しエレベーター設置やトイレの改修など、移譲の前に整備してもらいました。

平成23年4月に移譲される予定でしたが、東日本大震災の影響で建物を検査する関係もあり、完全な移譲は9か月延期され、平成24年1月に行われました。

④ 自主運営後の状況

平成24年以降は、福祉事務所・市町村の福祉窓口にて、定期的な訪問等を行いましたが、高齢者の措置は、全国的にも少なくなっていました。各市町村の高齢者福祉の施策にもよりますが、措置費を活用する自治体、介護保険の特別事業として地元で支援する自治体など特徴が出ています。いずれにせよ、県域で

のセーフティネットの役割もあることから、県内の養護老人ホーム間で情報共有をして、今後の対策を考えていた時期でした。

⑤ 今後に関して

令和4年から、自主施設のあり方検討会などを重ね、築47年の建物の建替えを検討しましたが、利用者の長期にわたる安定確保が困難と判断し、偕楽園を令和6年度いっぱいまで閉園する方向性が決まりました。利用者については、県内の他の養護老人ホームや介護保険施設等への移行を進め、入所者全員の新たな生活の場への移行が完了したため、令和6年度末に閉園しました。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託（宮城県）	平成23年度	4月	宮城県から移譲
平成18年度 ～22年度		指定管理（宮城県）	令和4年度		自主施設あり方検討
平成22年度	3月	東日本大震災震災後に山元町等から11人受入れ	令和6年度	3月	閉園



園内行事で調理を行う様子

施設名 地域支援センターなごみな

基本方針

地域福祉の推進機関として地域に暮らす高齢者や障害者等、誰もが安心して利用・相談できる福祉サービスの拠点としての事業を推進します。

実施事業 通所介護・基準該当生活介護、居宅介護支援、共同生活援助、訪問介護

所在地 黒川郡大和町小野字前沢31-1

設置年月 平成23年6月

職員数 15名

利用定員

通所介護・基準該当生活介護
やわらぎ30人
居宅介護支援 なごみな30人
共同生活援助
富ヶ丘ホーム12人



① 事業所の概要

平成17年度の統合と同時に、養護老人ホーム偕楽園に地域生活支援係を置き、地域福祉センターばれっとの知的障害者地域生活援助事業のうち4か所を組織替えし、富谷町（現富谷市）富ヶ丘地域のグループホーム利用者の地域生活を総合的に支援しました。また、和風園としては、入所者が地域の一軒家で日中を過ごす「逆デイサービス」を進めており、高齢者も個々人の望む地域生活を実施するため、「通所介護事業所やわらぎ」を仙台市泉区泉ヶ丘5丁目に開設し、在宅者にも支援を行いました。

その後、平成23年度の県立高齢者施設の民間移譲を契機に、この地域の福祉拠点となるよう「通所介護事業やわらぎ」「居宅介護支援事業なごみな」「共同生活介護事業富ヶ丘ホーム」の事業を合わせて「地域支援センターなごみな」として、6月に偕楽園の隣に設立しました。

② その後の事業展開

平成25年度には、偕楽園の隣接地に「通所介護事業所やわらぎ」を新築移転し、偕楽園の入所者と富ヶ丘地域の高齢者・障害者を対象として地域支援を実践しました。

開所からしばらくはリハビリテーションの機能も好評で、固定の利用者も多く、黒字経営でしたが、徐々に居宅介護支援事業や訪問介護事業の経営状況が思わしくなくなりました。また、措置施設の養護老人ホームの利用者が定員に満たないことから、地域自立生活の支援事業を積極的に進めるだけの「施設経営のメリット」が出せない状況になってきました。

近年、養護老人ホームを取り巻く環境が大きく変わったことや、令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、通所介護事業も大幅な黒字ではなくなったことで、なごみなの里地域福祉サービスセンター全体の経営が厳しくなっています。

偕楽園の利用者のサービス利用を前提に、この地域でのサービス提供を考えていたことから、今後のこの地域での高齢者福祉のニーズを的確に把握し直し、和風園との関わりや、ほかの医療・福祉法人の状況などを踏まえ、共同生活援助事業及び訪問介護事業は令和6年度で終了しました。共同生活援助事業については、令和7年度からほかの社会福祉法人で運営することとなっています。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	地域支援センターぱれっとからのグループホーム4か所を移管	平成24年度	4月	訪問介護事業所「むつみ」併設
			平成25年度	4月	通所介護事業所「やわらぎ」新築
平成20年度	4月	通所介護やわらぎ(民家型)開設	令和2年度		新型コロナ感染対策
平成23年度	6月	地域支援センターなごみな開設 なごみの里地域福祉サービスセンター組織化	令和6年度	4月	共同生活援助事業の見直し検討
				3月	共同生活援助事業及び訪問介護事業終了



活動の様子



活動の様子

救護施設 太白荘

基本方針

利用者の日常生活の安心・安全を確保するとともに日常生活の自立や地域生活移行等の実現を目指し、利用者主体のサービスを提供します。

実施事業 救護施設、一時入所、居宅生活訓練、自立準備ホーム

所在地 仙台市太白区旗立2丁目3-1

設置年月 昭和37年4月

利用定員 105人 **職員数** 34名



① 施設の概要

生活保護法第38条第2号の規定に基づき、身体上・精神上の障害があり、経済的な問題も含め、在宅生活を送ることが困難な方に生活の場を提供し、また緊急時に受け入れるセーフティネットとしての役割を持つ施設として、平成13年に「宮城県太白荘」の運営を県から宮城県福祉事業団が受託しました。

② 統合と指定管理への対応 「保護から自立へ」と「地域への橋渡しの役割へ」

平成13年に宮城県福祉事業団が受託してから、他の施設同様、地域移行の流れに沿って、「自立生活援助事業」に取り組み、地域移行を推し進めてきました。平成17年5月にグループホーム「ひときたホーム」を開設し、自立生活への第1歩を踏み出しました。

平成18年から指定管理者制度が開始され、救護施設として、知的・精神に障害を持つ方々のライフスタイルに合わせ、日常生活の自立と地域生活移行等の実現を目指し、利用者主体のサービス提供を目指すこととしました。また、グループホームを4か所に増やし、地域に開かれ、連携のとれた施設運営を目指してきました。

③ 「県立施設の民間移譲」について

県の「社会福祉施設の在り方について」（民間移譲に関する考え方）を受け、本施設の譲渡について検討し、課題は多いものの、利用者数の推移、措置費であることの安定性、太白区旗立地域のバックアップ体制、社会的なニーズ等から、本会で自主事業として実施する方向で、平成22年度に理事会で決定し、県に申請しました。平成23年4月から自主事業として移管され、6月には自立生活援助事業の取組を進め、地域に開かれた施設の拠点化を目指し、「救護施設太白荘」と「地域支援センターはたたて」で構成される「仙台西地域福祉サービスセンター」を組織しました。太白荘の建物については、東日本大震災により修理等が必要となり、平成24年4月に移管されました。

④ 自主運営後の状況と課題

県立施設の民間移譲については、民間の創意工夫、効率化、競争による意識改革などがメリットとして挙げられますが、施設利用者は原則、措置により各自治体が判断しての入所となるため、県内市町村・福

社事務所へ太白荘の役割と運営面の努力を伝えた上で、利用を待つ状況です。

セーフティネット機能の推進として、緊急入所や他施設で受入れ困難な制度の狭間にいる方や、災害での被災者等に関係機関と協議し、見学・一時入所を通して受け入れてきた実績もあります。

今後も、居宅生活訓練事業を活用し地域生活に向けての支援を行うとともに、刑務所出所後の自立更生を促進する自立準備ホーム事業に取り組むなど、自主運営の救護施設として責任を持った経営を基本とし、経営の安定化に努めていきます。

(沿革)

年度	月	トピックス	年度	月	トピックス
平成17年度	4月	管理委託(宮城県)	平成28年度	4月	仙台南地域福祉サービスセンターの「ばれっとさとのもり」(グループホーム/相談支援事業)を地域支援センターはたたてに編入で実施
	5月	グループホーム「ひときたホーム」開設			
	11月	グループホーム「たいはくホーム」開設			
平成18年度 ～22年度		指定管理(宮城県)	令和3年度	1月	グループホーム2か所を他法人へ移譲
平成23年度	4月	宮城県から移譲	令和5年度	3月	地域支援センターはたたて「相談支援事業ばれっとさとのもり」の終了により組織廃止
	6月	地域支援センターはたたて開設 仙台西地域福祉サービスセンター組織化			
平成24年度	4月	居宅生活訓練事業開始	令和6年度	4月	100人の入所定員から96人へ変更



人來田地区の方々との福祉のまちづくりイベント



自立をめざし調理活動

Ⅲ 本会運営が終了した施設

1 特別養護老人ホーム宮城県敬風園（平成6年4月から平成17年7月まで）

所在地：志田郡鹿島台町（現 大崎市）

宮城県敬風園は、宮城県から宮城県福祉事業団が受託運営した定員200人の特別養護老人ホームのほか、居宅介護支援事業、訪問介護事業、知的障害者地域生活援助事業、デイサービス事業など各種事業を実施してきました。

平成15年の宮城県北部地震の際は、緊急避難所として鹿島台町の国保病院から48人を受け入れるなど施設のセーフティネット機能を発揮しました。

平成17年8月1日付けで宮城県から鹿島台町社会福祉協議会（現在は大崎市社会福祉協議会）が施設の移譲を受けることとなり、平成17年7月31日をもって事業を終了しました。

2 老人休養ホームなかやま山荘（昭和41年度から平成24年度まで）

所在地：玉造郡鳴子町（現 大崎市）

なかやま山荘は、高齢者の心身の健康の増進を図るため1965年に厚生省社会局長が各都道府県知事に通知した「老人休養ホーム設置運営要綱」に基づき、宮城県福祉事業団が設置した高齢者のための休憩・宿泊施設です。

なかやま山荘は、高齢者の温泉保養所として利用しやすい価格設定や車のない高齢者同士が楽しく利用できるよう県内8コースのシャトルバスを運行するなど、当時の利用者ニーズに即した施設運営をしてきましたが、社会情勢の変化や低料金の民間施設が増え、それに伴い年々利用率が低減傾向となり、経営改善が見込めなくなったため、平成25年3月31日をもって本会での事業運営を終了し、施設は民間事業者「ホテルニューあらお」へ譲渡しました。

3 仙台南地域福祉サービスセンター（平成14年度から平成27年度まで）

所在地：岩沼市

平成14年に岩沼市は、ノーマライゼーションの理念に基づき障害者施策に取り組むこととしていましたが、当時、岩沼市が掲げる福祉施策を実現するサービス提供基盤が脆弱であったため、社会福祉施設などの運営のノウハウがあった宮城県福祉事業団が「障害者地域就労支援センター ひまわりホーム」・「障害者地域活動支援センター やすらぎの里」・「知的障害者自立生活体験学習施設 トレーニングホームたてした」の運営を受託しました。

その後、岩沼市社会福祉協議会をはじめとする地元の福祉事業者において、社会福祉施設やグループホーム等の運営ノウハウが蓄積され、岩沼市が掲げる福祉施策を実現するサービス提供基盤が充実してきたことから、平成28年3月31日をもって事業の受託を終了しました。

平成28年度からは、「公益社団法人青年海外協力協会（JOCA 東北）」が、岩沼市から事業を受託しています。

資料

I 市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定状況

市町村社協の地域福祉推進において、住民・関係者の目指すべき指標となる「活動計画」の策定が重要な施策であり、その策定に関し研修や委員としての参加、アドバイス等で支援してきました。県内で策定している市町村社協の第1期計画の作成年度と現在の状況の一覧です。

市町村	第1期計画の始期年度	作成期	現行計画	
			期間	始期～終期
仙台市	平成15年度	5期	6年	令和3年4月～令和9年3月
石巻市	平成20年度	4期	4年	令和5年4月～令和9年3月
塩竈市	平成18年度	2期	5年	平成25年4月～平成30年3月※
気仙沼市	平成17年度	4期	5年	令和6年4月～令和11年3月
白石市	令和5年度	1期	3年	令和5年4月～令和8年3月
名取市	令和2年度	1期	5年	令和2年4月～令和7年3月
角田市	平成31年度	2期	5年	令和5年4月～令和10年3月
多賀城市	令和3年度	1期	5年	令和3年4月～令和8年3月
岩沼市	平成27年度	2期	5年	令和3年4月～令和8年3月
登米市	平成21年度	3期	5年	令和3年4月～令和8年3月
栗原市	平成20年度	4期	5年	令和4年4月～令和9年3月
東松島市	平成27年度	3期	5年	令和5年4月～令和10年3月
大崎市	平成21年度	3期	6年	令和3年4月～令和9年3月
富谷市	平成20年度	2期	9年	平成30年4月～令和9年3月
大河原町	平成29年度	2期	5年	令和4年4月～令和9年3月
柴田町	平成9年度	4期	5年	令和6年4月～令和11年3月
川崎町	令和4年度	1期	5年	令和4年4月～令和9年3月
丸森町	令和6年度	1期	5年	令和6年4月～令和11年3月
亘理町	令和5年度	1期	5年	令和5年4月～令和10年3月
山元町	平成27年度	2期	5年	令和2年4月～令和7年3月
七ヶ浜町	平成21年度	4期	10年	平成31年4月～令和11年3月
利府町	平成24年度	3期	5年	令和3年4月～令和8年3月
大和町	平成31年度	1期	10年	平成31年4月～令和11年3月
大郷町	平成10年度	1期	9年	平成10年4月～平成19年3月※
大衡村	平成9年度	1期	10年	平成9年4月～平成19年3月※
色麻町	平成10年度	1期	5年	平成10年4月～平成15年3月※
加美町	平成25年度	3期	5年	令和5年4月～令和10年3月
涌谷町	平成23年度	3期	5年	令和4年4月～令和9年3月
美里町	平成22年度	4期	5年	令和4年4月～令和9年3月
女川町	平成6年度	5期	5年	令和2年4月～令和7年3月
南三陸町	平成30年度	2期	5年	令和6年4月～令和11年3月

※令和6年度末現在 35市町村社協のうち27市町村社協が策定済み(77%) ※次期計画未策定

II 宮城県内の市町村社協の合併の状況

平成11年以降、基礎自治体である市町村の行財政基盤確立のために進められた「平成の市町村合併」で、県内の市町村は、政令指定都市仙台市を含め平成初期71市町村であったものが、結果として35市町村となりました。

合併特例債券の発行など手厚い財政措置や都道府県の積極的な関与があり進んだものですが、基礎自治体の合併により社協も同じ時期に合併が進み事業の再編を行いました。

	合併後の名称	合併の年月日	旧市町村・団体
1	加美町社協	平成15年4月1日	中新田町・小野田町・宮崎町
2	石巻市社協	平成17年4月1日	石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町 北上町・牡鹿町
3	登米市社協	平成17年4月1日	迫町・登米町・東和町・中田町・豊里町 米山町・石越町・南方町・津山町
4	栗原市社協	平成17年4月1日	築館町・若柳町・栗駒町・高清水町・一迫町 瀬峰町・鶯沢町・金成町・志波姫町・花山村
5	東松島市社協	平成17年4月1日	矢本町・鳴瀬町
6	南三陸町社協	平成17年10月1日	志津川町・歌津町
7	美里町社協	平成18年1月4日	小牛田町・南郷町
8	大崎市社協	平成18年7月1日	古川市・松山町・三本木町・鹿島台町 岩出山町・鳴子町・田尻町
9	気仙沼市社協	平成18年3月31日	18年に唐桑町社協、20年に気仙沼市福祉事業団、 21年に本吉町社協と順次合併

Ⅲ 役員・評議員名簿（令和7年3月31日現在）

【理事】

現 職	氏 名
東北福祉大学 教授	阿 部 裕 二
角田市社会福祉協議会 会長	日 下 正 則
河北新報社 常務取締役	今 野 俊 宏
岩沼市長	佐 藤 淳 一
宮城県共同募金会 副会長	佐 藤 隆 雄
宮城県保健福祉部長	志 賀 慎 治
宮城県民生委員児童委員協議会 会長	高 橋 栄 徳
宮城県船形の郷 施設長	千 葉 姿 奈 子
石巻市社会福祉協議会 会長	林 久 善
仙台市社会福祉協議会 会長	山 浦 正 井
宮城県社会福祉協議会 会長	宮 川 耕 一
宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事	伊 藤 吉 隆
宮城県社会福祉協議会 事務局長	菅 原 健 一
宮城県環境生活部長	佐々木 均

敬称略

【監事】

現 職	氏 名
公認会計士	坂 元 一 宇
税理士	菊 地 莊 助
宮城県社会福祉協議会 監事	山 口 浩 徳

敬称略

【評議員】

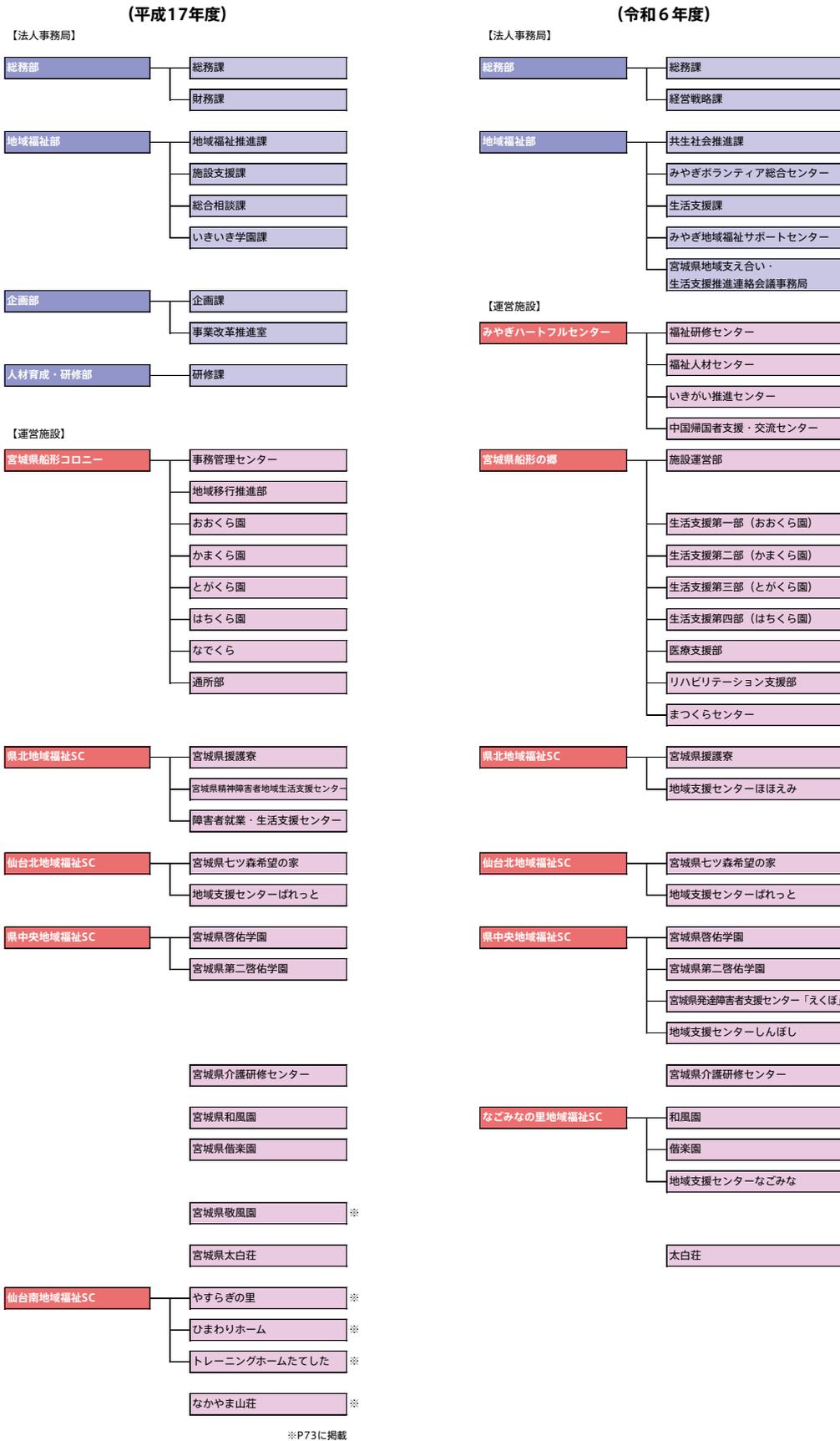
現 職	氏 名
宮城県保健福祉部 社会福祉課長	相 原 幹 司
宮城県重症心身障害児(者)を守る会 会長	秋 元 俊 通
宮城県精神障がい者家族連合会 会長	笠 神 勝 男
宮城県老人福祉施設協議会 会長	木 村 伸 裕
宮城県保育協議会 会長	工 藤 史
七十七銀行 専務取締役	小 林 寛
みやぎ生活協同組合 地域代表理事	佐 藤 淑 子
多賀城市社会福祉協議会 会長	柴 田 十一夫
宮城県社会福祉法人経営者協議会 会長	庄 子 清 典
宮城県知的障害者福祉協会 会長	白 石 圭 太 郎
宮城学院女子大学 教授	白 石 雅 一
涌谷町社会福祉協議会 会長	高 橋 俊 吾
宮城県老人クラブ連合会 会長	高 橋 壽 一
柴田町社会福祉協議会 会長	武 田 則 男

現 職	氏 名
大和町社会福祉協議会 会長	田 村 雄 二
栗原市社会福祉協議会 会長	千 田 邦 雄
宮原福社会 理事	蜂 谷 明 美
宮城県母子福祉連合会 会長	引 地 淑 子
東北学院大学 教授	増 子 正
気仙沼市社会福祉協議会 会長	村 上 俊 一
岩沼市社会福祉協議会 会長	森 繁 男
宮城県障がい者福祉協会 会長	森 正 義
認知症の人と家族の会宮城県支部 代表	若 生 栄 子

敬称略

IV

平成17年度と令和6年度の体制の比較



V 統合前の三団体の概要

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

関係法令：社会福祉事業法第 74条（設立から平成11年度まで）

社会福祉法 第110条（平成12年度より新法）

本部所在地：仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館

職員数：総計45名（正規職員23名・嘱託職員19名・臨時職員3名）

（平成16年4月1日現在）

（概要）

「社会福祉協議会」とは、それぞれの都道府県、市町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係者の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行う団体です。

特に県域での地域福祉の充実を目指した活動として、「地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）」「運営適正化委員会」「福祉サービスの第三者評価事業」「生活福祉資金貸付」「介護福祉・保育士等の修学資金貸付」「福祉への就労支援施策」等も実施しています。

《沿革》

昭和25年11月	財団法人宮城県社会福祉協議会(民生委員連盟・社会事業協会・同胞援護会)設立
昭和27年5月17日	社会福祉法人として認可
昭和28年9月	仙台市本町に社会福祉会館竣工（仙台市二日町の社会事業会館が類焼により）
昭和30年8月	世帯更生資金貸付制度の創設（平成2年度に「生活福祉資金」に改称）
昭和39年4月	宮城県善意銀行を設置（寄付物品・ボランティア活動の調整機能）
昭和40年4月	8市社協連絡協議会発足
昭和41年12月	市町村社協へ生活相談所(心配ごと相談所)事業設置
昭和44年5月	7地方社協連絡協議会発足
昭和46年4月	福祉教育普及校指定制度発足（昭和55年 福祉普及公民館指定事業開始）
昭和49年1月	現 宮城県社会福祉会館竣工
昭和51年4月	宮城県ボランティアセンター設置補助事業開始
昭和56年6月	宮城県ボランティア基金設置・造成開始
昭和58年3月	宮城県社協30年史発行、国際障害者年記念「福祉地図」の作成
平成元年3月	福祉副読本「みんななかま」刊行(平成8年度まで県内小学校5年生に配布)
平成3年1月	県内市町村社協法人格取得100%(大衡村)【昭和58年:市町村社協法制化】
平成3年	ふれあいのまちづくり事業・市町村ボランティアセンター運営事業等の開始
平成4年10月	宮城県福祉人材センター開設(無料職業紹介・事業所の人材確保支援)
平成10年1月	宮城県福祉施設経営相談事業開始
平成10年3月	宮城県社協発展強化計画「ふれあいネットワークプラン21」策定
平成11年10月	地域福祉権利擁護事業(現 日常生活自立支援事業)「みやぎ地域福祉センター」設置
平成12年10月	福祉サービスの利用に関する運営適正化委員会の設置
平成13年3月	地方社協の今後の在り方について答申(地方社協問題懇談会の設置)

平成13年10月	第1回全国障害者スポーツ大会「ふれあい広場」(利府町)の企画・運営
平成15年7月	宮城県北部連続地震における南郷・矢本での社協災害ボランティア活動の支援
平成16年	三団体合併調印

【主な事業内容】

(1) 市町村社協等地域福祉支援

- ①市町村社協支援のため各種会議・研修の実施・情報提供
- ②ボランティア活動・福祉教育活動の推進
- ③災害ボランティアセンター運営のための研修
- ④福祉に関する広報活動・情報提供の充実

広報誌「福祉みやぎ」・ボランティア情報誌「こらぼ」
宮城県福祉人材センター広報誌「はーとふる」 など

(2) 生活支援サービス・貸付事業

- ①生活福祉資金貸付事業等による生活相談・困窮者支援
- ②地域福祉権利擁護事業(現 日常生活自立支援事業)として、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力に不安のある方への福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を市町村社協と協働で実施

③「運営適正化事業の推進」として、苦情解決の体制整備と、権利擁護事業の監視

(3) 福祉関係団体への支援

- ①社会福祉施設経営相談事業の実施
- ②社会福祉施設種別協議会【宮城県社会福祉法人経営者協議会・宮城県保育協議会・宮城県老人福祉施設協議会・宮城県在宅介護支援センター協議会・宮城県社会就労センター協議会・宮城県ホームヘルパー協議会・宮城県介護福祉士会・宮城県里親連合会】の事務局運営支援
- ③福祉関係団体が主催するイベントへの協力

(4) 福祉人材の職業紹介事業・研修事業

- ①福祉人材センター運営による「福祉の無料職業相談事業」実施
- ②福祉事業所の人材確保に関する相談・情報提供・研修等
- ③「社会福祉従事者・関係者向け」民生委員・児童委員、保育、法人関係者など10事業の実施
- ④介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修



宮城県社会福祉会館
(仙台市青葉区本町)



ボランティアコーディネーター研修

財団法人 宮城いきいき財団

関係法令：高齢者の生きがいと健康づくり推進事業についての通知

「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業運営要綱」

本部所在地：仙台市青葉区通町1-6-9 宮城県通町分庁舎

職員数：総計23名（正規職員9名・嘱託職員12名・臨時職員2名）

（平成16年4月1日現在）

（概要）

明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、これからのシニアは、医療や介護サービスを受け取るだけでなく、家庭・地域・企業等社会の各分野において培った豊かな経験と知識・技能を生かし、進んで社会へ参加し意欲と能力を発揮するよう、意識改革やさまざまな促進事業を進めていく組織を各県に設置したものです。

平成元年度に策定したゴールドプランに基づいたもので、市町村、福祉、医療、NPO、企業などと連携しながら、高齢者のいきがい・健康づくりを応援していました。

《沿革》

平成3年4月 財団法人 宮城いきいき財団 設立許可（第1回理事会の開催）

「高齢者総合相談センター事業」（昭和63年から県社協実施事業を財団が継続して受託運営）

平成3年6月 情報誌「いきいきライフみやぎ」創刊号発行（河北新報社協働）

平成3年10月 宮城いきいき学園仙南校開校

平成4年1月 第1回宮城いきいき財団運営協議会の開催

会員相互の文化推進組織「いきいきSUNクラブ」の運営開始・企業と協働

平成5年2月 宮城シニアリーダーバンク運営委員会開催・登録事業の開始

平成5年9月 第1回宮城シニア美術展の開催

平成6年3月 宮城いきいき学園の卒業生を「生きがい健康づくり推進協力員」として委嘱
（卒業後の地域リーダーとして、地域の健康づくり事業の企画を依頼）

平成9年10月 宮城いきいき学園（仙南・大崎・石巻・気仙沼）4校合同入学式

平成11年4月 宮城いきいき学園の入学を10月から4月へ移行

平成14年1月 公社等外郭団体見直し計画で平成20年県社協と合併の提案

平成14年4月 宮城いきいき学園登米・栗原校開校（以降、5校体制）

平成16年 三団体合併調印

【主な事業内容】

(1) 「元気高齢者・生きがい長寿対策」

- ①宮城いきいき学園5校【仙南、大崎（H4.10開校）、石巻（H6.10）、気仙沼・本吉（H8.10）、登米・栗原】の運営
- ②宮城県シニア美術展の開催
- ③全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加・選手派遣
- ④いきいきSUNクラブの運営（最多時の会員4,000人以上）
- ⑤いきいきライフみやぎ発行年6回
- ⑥宮城県高齢者総合相談センターの運営



宮城いきいき学園の授業の1コマ

関係法令：厚生省社会・児童家庭局長連名通知（昭和46年7月16日・社庶第121号）

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」

本部所在地：仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館

職員数：総計844名（正規職員448名・臨時396名）

（平成16年4月1日現在）

（概要）

宮城県において、きめ細かな福祉を実現するために、県立施設の運営については、県が直接行うよりも民間の特色と長所を十分に発揮できる法人に管理運営を委託した方が、県としての設置目的の精神をより効果的に達成できるものと判断し、昭和38年に財団法人として設立、昭和40年に社会福祉法人として宮城県福祉事業団が設立され、主に県立施設の運営を行ってきました。

平成7年度以降は、「普通の場所で普通に暮らすこと」を目的に、地域生活援助事業（グループホームの設置）を進め、「自活訓練事業」「自立訓練ホーム事業」などを活用し、施設から障害者の地域生活を積極的に推し進めました。平成14年の「船形コロニー解体宣言」がその象徴となったものです。

他に、大規模な特別養護老人ホームを2か所、養護老人ホームを1か所、救護施設、在宅心身障害者保養施設、精神障害者社会復帰施設なども県から委託を受け、法人全体で地域生活支援を進めていました。

《沿革》

昭和38年10月22日	財団法人 宮城県福祉事業団 設立
昭和40年3月22日	社会福祉法人認可（4月12日設立登記）
昭和40年7月	知的障害者更生施設宮城県船形学園の運営受託（利用定員100人） 知的障害児施設宮城県ほたる学園の運営受託（利用定員95人）
昭和40年11月	母子休養ホームこまくさ山荘開設
昭和41年1月	特別養護老人ホーム宮城県和風園の運営受託
昭和41年10月	老人休養ホームなかやま山荘開設
昭和44年4月	宮城県宮城野婦人寮の運営受託（利用定員30人）
昭和44年11月	知的障害児施設宮城県小松島学園の運営受託（利用定員80人）
昭和45年4月	特別養護老人ホーム宮城県敬風園の運営受託（利用定員250人）
昭和47年4月	在宅心身障害者保養施設宮城県七ツ森希望の家の運営受託
昭和48年8月	心身障害者総合援護施設宮城県船形コロニーの運営受託
昭和51年4月	身体障害者療護施設宮城県杏友園の運営受託（利用定員50人）
昭和52年8月	宮城県船形コロニー授産施設の運営受託（利用定員50人）
昭和52年9月	老人休養ホームふたくち山荘開設
昭和53年4月	養護老人ホーム宮城県偕楽園の運営受託（利用定員80人）
平成3年4月	宮城県敬風園を黒川郡大和町に移転し、第二和風園に名称変更（利用定員200人）
平成5年9月	宮城県小松島学園閉園
平成6年3月	老人休養ホームふたくち山荘閉館
平成6年4月	宮城県和風園を鹿島台町へ移転し宮城県敬風園に名称変更（利用定員200人） 宮城県第二和風園を宮城県和風園に名称変更 宮城県介護研修センター（敬風園隣）の運営受託 【研修宿泊定員16人】

平成12年 3月	母子休養ホーム こまくさ山荘休館(平成13年 3月閉館)
平成13年 3月	知的障害児施設 宮城県ほたる学園・身体障害者療護施設 宮城県杏友園閉園
平成13年 4月	知的障害児施設 宮城県啓佑学園の運営受託(利用定員100人) 救護施設 宮城県太白荘の運営受託(利用定員100人) 精神障害者生活訓練施設 宮城県援護寮の運営受託(定員20人) 宮城県精神障害者地域生活支援センターの運営受託
平成14年 3月	宮城県福祉事業団の在り方に関する覚書について県と締結
平成14年 4月	岩沼市在宅障害者デイサービスセンター やすらぎの里の運営受託(利用定員15人) 岩沼市知的障害者通所授産施設 ひまわりホームの運営受託(利用定員28人) 岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設 トレーニングホームたてした(利用定員4人)
平成14年 4月	知的障害者更生施設 宮城県第二啓佑学園の運営受託(利用定員30人)
平成14年11月	「第2回福祉セミナーINみやぎ」において「船形コロニー解体宣言」
平成15年 3月	福祉事業団経営ビジョン「明日の福祉に向かっての翔きプラン」策定
平成16年	三団体合併調印
平成17年 3月	知的障害者更生施設「船形学園」(定員50人)閉園

VI 統合から20年の年表

年度(西暦)	法人全体の動き	福祉制度の変遷等
平成17年度 (2005年度)	4月 三団体が統合し、宮城県社会福祉協議会が存続団体となる 「地域福祉推進」「人材育成」「元気高齢者・生きがい対策」事業の実施及び旧事業団受託の県立施設を管理委託 4月 「福祉サービスコンサルティング事業(社協訪問活動強化)」「社協あり方検討委員会」の実施 7月 宮城県敬風園の受託終了 鹿島台町社会福祉協議会が受託	4月 個人情報保護法施行 4月 発達障害者支援法施行
平成18年度 (2006年度)	4月 障害福祉分野 相談支援従事者・サービス管理責任者研修事業実施 4月 第一期指定管理開始 ・宮城県船形コロニー・宮城県七ツ森希望の家・宮城県啓佑学園・宮城県第二啓佑学園・宮城県和風園・宮城県借楽園・宮城県太白荘(5年間の受託 7施設) ・宮城県援護寮・宮城県精神障害者地域生活支援センター・宮城県介護研修センター(3年間の受託 3施設) ・やすらぎの里・ひまわりホーム・トレーニングホームたてした(岩沼市から5年間の受託 3施設) 7月 みやぎシニアカレッジ・アカデミーの運営開始 9月 「介護サービス情報の公表」指定調査機関、宮城県和風園で実施 11月 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」(宮城県から)受託	4月 改正介護保険法施行 (地域包括支援センターの創設) 4月 障害者自立支援法施行 (10月完全施行) 4月 高齢者虐待防止法施行
平成19年度 (2007年度)	4月 介護支援専門員専門Ⅰ・Ⅱ・更新・主任ケアマネ等介護保険法改正後の研修強化 4月 県北地域福祉SC:地域相談センター「時や」設置 市町村障害者相談支援事業受託(1市4町) 4月 仙台北地域福祉SC:地域支援センターばれっと 相談支援事業受託(3町1村) 7月 社協職員の資質向上のため「社協活動実践研究委員会」設置 8月 東北中国帰国者支援・交流センター厚生労働省から受託 10月 福祉サービス第三者評価事業評価機関認証を受け事業を開始 10月 生活介護事業所「吉岡 すまいる」開設 2月 重症心身障害児(者)通園事業(B型)「ふわり」開始	3月 これからの地域福祉の在り方に関する研究会報告【厚労省】
平成20年度 (2008年度)	4月 仙台北地域福祉SC:地域支援センターばれっと 障害者就業・生活支援センター事業受託 6月14日:岩手・宮城内陸地震発生 栗原市社会福祉協議会の災害VC支援 9月 全国社会福祉法人経営者協議会、宮城県社会福祉法人経営者協議会と共催し、「全国社会福祉法人経営者協議会大会」を市内で開催	9月 リーマンショック 生活困窮者の増加 12月 東京日比谷公園に「年越し派遣村」設置
平成21年度 (2009年度)	5月 介護福祉士修学資金等貸付事業開始 10月 新生活福祉資金貸付制度「総合支援資金」の施行(リーマンショック後の貸付) 10月 全国児童養護施設長研究協議会開催(松島町:主催・宮城県児童養護施設協議会)	4月 改正児童福祉法施行 4月 改正介護保険法施行
平成22年度 (2010年度)	6月 宮城県和風園・宮城県借楽園・宮城県太白荘の民間移譲の公募開始 3月 退職サラリーマン自主組織「みやぎエルダーネット」の運営」事業終了 3月11日 東日本大震災 「東日本大震災対応:災害対策本部・宮城県災害ボランティアセンターの運営」 3月12日 宮城県災害ボランティアセンター設置・運営(場所:宮城県船形コロニー) 3月13日 宮城県社会福祉会館1階へ移設 3月29日 宮城県自治会館2階へ移設	
平成23年度 (2011年度)	4月 第二期指定管理開始(5年間の受託 宮城県4施設、岩沼市3施設) 4月 宮城県和風園・宮城県借楽園・宮城県太白荘が本会へ移譲 6月 なごみなの里・仙台北地域福祉サービスセンターに地域支援センター機能を組織化 これまでの災害対応の継続を含めた上で、法人組織改編 8月 宮城県災害ボランティアセンターから、「宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター」へ名称変更	
平成24年度 (2012年度)	4月 事務局に「震災復興支援局」が新設、11被災市町村協へ復興支援職員を派遣(平成25年3月31日まで) 4月 山元町社会福祉協議会へ、震災後の組織強化のため本会監督職員の派遣(平成27年度まで) 10月 第25回全国健康福祉祭 宮城・仙台(ねんりんピック宮城・仙台2012) 音楽文化祭の主催 東京エレクトロンホール 1,339人 11月 社会福祉法人60周年記念第58回宮城県社会福祉大会の開催 3月 大規模災害時の社協の役割を確認した「被災地の地域福祉活動指針(ガイドライン)」策定 3月 老人休養ホームなかやま山荘 事業廃止(営業は2月末日)・売却譲渡	4月 改正障害者自立支援法施行 4月 改正介護保険法施行 10月 改正高齢者住まい法施行 9月 認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)策定 10月 障害者虐待防止法施行
平成25年度 (2013年度)	4月 研修課第一係の設置(法人内部研修の充実・強化) 「人材育成基本指針」「研修規程」「階層別研修計画」の制定と研修係の増設 5月 宮城県社協地域福祉推進計画策定(推進期間:平成25年度から平成29年度まで) 7月 復興支援局と地域福祉課協働での「被災地13市町村社協支援チーム」の設置(8市町村協へチームで対応) 2月 地域支援センターなごみなの新築「通所介護・訪問介護・居宅介護支援・共同生活援助」の4事業所を集約	4月 障害者総合支援法施行 4月 障害者優先調達推進法施行 4月 改正児童福祉法施行 1月 子どもの貧困対策法施行

年度(西暦)	法人全体の動き	福祉制度の変遷等
平成26年度 (2014年)	6月 県社協及び県内市町村社協間の災害時相互支援協定締結 3月 地域支援センターほほえみ 大崎地区1市3町の地域相談支援センター「時や」事業廃止 3月 「県立障害児者入所施設のあり方検討会開催」	4月 消費税8%に引き上げ 4月 改正精神保健福祉法施行 1月 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)策定
平成27年度 (2015年度)	4月 宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター閉所 4月 生活困窮者自立相談支援機関に職員派遣開始(令和2年度まで) 9月 平成27年9月関東・東北豪雨災害対応 11月 宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局設置 3月 仙台南地域福祉サービスセンター(岩沼市よりの3事業)受託終了 3月 船形コロニー施設整備検討会開催	4月 改正介護保険法施行 4月 医療介護総合確保促進法施行 4月 生活困窮者自立支援法施行 4月 介護予防・日常生活支援総合事業の創設
平成28年度 (2016年)	9月 改正社会福祉法への対応「社協の定款変更」の説明会 11月 保育人材確保のための保育士修学資金等貸付事業開始 12月 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・児童養護施設退所等に対する自立支援資金貸付事業開始 3月 震災復興支援局廃止 3月 船形コロニー整備事業基本構想策定	4月 改正社会福祉法一部施行 4月 障害者差別解消法施行 5月 成年後見制度利用促進法施行 6月 ニッポン一億総活躍プラン閣議決定「地域共生社会実現」
平成29年度 (2016年度)	4月 事務局 「地域福祉部」から「震災復興・地域福祉部」へ名称変更 内部に「震災復興支援室」を設置 4月 定款一部変更、会計監査人の導入(改正社会福祉法施行により) 4月 宮城いきいき学園気仙沼校の校舎引越し(旧落合小へ) 6月 宮城県内市町村社会福祉協議会連絡会設立 7月 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設立 3月 第2期宮城県社協地域福祉推進計画策定(推進期間:平成30年度から令和4年度)	4月 改正社会福祉法全面施行(経営組織のガバナンス強化、財務規律の強化) 5月 民生委員制度100周年
平成30年度 (2018年度)	7月 「保育士等キャリアアップ研修」事業の新規受託 10月 受験資格が国家資格取得者に限定され「介護支援専門員実務研修受講試験」の受験者数が前年比57%減の1,341人 1月 県北地域福祉SC:地域支援センターほほえみ 事務所移転 2月 仙台北地域福祉SC:生活介護施設等ばれっと吉岡建設予定地を30年間の賃貸契約締結	4月 改正社会福祉法施行(包括的な支援体制の整備) 4月 改正介護保険法施行(地域包括ケアシステムの強化) 4月 改正児童福祉法施行 4月 改正障害者総合支援法施行
平成31年・ 令和元年度 (2019年度)	4月 介護支援専門員関連研修の宮城県ケアマネジャー協会への移行(実務・更新・専門研修Ⅰ・Ⅱ等) 4月 仙台北地域福祉SC: 地域支援センターばれっと グループホーム2棟 新築・開設 だいちホーム(定員7)・あゆみホーム(定員7+体験ステイ) 10月 令和元年台風19号災害対応 大崎市の避難所へ災害派遣福祉チーム員(DWAT)派遣 3月 新型コロナ特例貸付(緊急小口資金)開始 3月 介護支援専門員受講試験 再試験907人(10月の台風により延期・仙台育英高校で実施)	5月「令和」に改元 10月 消費税8%⇒10% 2月 新型コロナウイルス感染の拡大
令和2年度 (2020年度)	4月 地域における子どもの貧困対策モデル事業実施(3年間) 6月 新型コロナ特例貸付(総合支援資金)開始 その後延長貸付、再貸付まで実施(貸付最終期間は令和4年9月30日まで) 6月 サービス管理責任者等研修は小規模40人で3回の実施、社会福祉従事者研修は予定の3割の定員で実施など、コロナ感染に配慮し各種受託研修を縮小して実施 7月 仙台北地域福祉SC: 地域支援センターばれっと 多機能型生活介護事業所の新築・開設 「吉岡すまいる(定員20人から30人へ変更、うち5人は重症心身障害者)」及び「児童発達支援・放課後等デイサービスふわり」運営開始 9月 「宮城県船形コロニー」を「宮城県船形の郷」に名称変更・新おおくら園・新かまくら園供用開始 9月 宮城いきいき学園5校の入学者96人:コロナの影響で上半期休校、年間11回での運営 10月 介護支援専門員受講試験 コロナ対策のため民間会議場借用 3か所で分散実施 10月 保育士等キャリアアップ研修事業(3地区)当該年度で受託終了 10月 いきいきライフみやぎの見直し、年度末で広報誌発行の終了 3月 宮城県高齢者総合相談センター事業の受託運営終了	4月 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言
令和3年度 (2021年度)	4月 サービス管理責任者等研修「基礎・実践・更新」3種類の完全オンライン化での受託実施(コロナ感染対策) 12月 宮城いきいき学園気仙沼校の引越し(新気仙沼中央公民館へ) 2月 宮城県地域共生社会推進会議設立(設置者:県・県社協) 3月 福祉系高校修学資金・介護分野修学支援金貸付事業開始 3月 公益事業:いきいきSUNクラブの運営終了	4月 改正社会福祉法施行『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正』(重層的支援体制整備事業の創設) 4月 改正介護保険法施行
令和4年度 (2022年度)	1月 地域支援センターはたて:共同生活援助事業所及び共同生活住居2か所・定員9名を株式会社ゆめ工房へ移譲 2月 宮城いきいき学園5校の定員削減(コロナ下での感染予防対策も兼ねて)各校40⇒30へ 3月 福祉サービス第三者評価事業廃止 3月 第3期宮城県社協地域福祉推進計画策定(推進期間:令和5年度から令和8年度まで4年間) 3月 宮城県介護研修センター設置条例を変更し、宮城県船形の郷に移転することが決定	4月 民法等の一部を改正(成年年齢が18歳に引き下げ)

年度(西暦)	法人全体の動き	福祉制度の変遷等
令和5年度 (2023年度)	<p>4月 震災復興・地域福祉部から地域福祉部へ名称変更</p> <p>10月 宮城県船形の郷新とがくら園・さくら園(活動棟)供用開始</p> <p>2月 宮城県船形の郷 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園から2年間期限付き利用者の受入れ開始</p> <p>3月 県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センターLink 事業受託終了</p> <p>3月 指定特定相談支援・障害児相談支援事業所 「地域支援センターはたたて ぱれっとさとのもり」 事業受託終了</p>	<p>4月 こども家庭庁設置法施行</p> <p>5月 新型コロナウイルス感染症5類へ移行</p> <p>1月 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行</p>
令和6年度 (2024年度)	<p>4月 宮城県から「みやぎハートフルセンター」の指定管理受託</p> <p>4月 第5期指定管理開始 (5年間:宮城県船形の郷・宮城県介護研修センター)</p> <p>4月 宮城県船形の郷の新事務管理棟・新はちくら園 供用開始・組織改編</p> <p>4月 事務局人材育成部の研修課を「福祉研修センター」、いきがい推進課を「いきがい推進センター」へ変更</p> <p>7月 宮城県社会福祉協議会 法人事務局(総務部・地域福祉部) 宮城県仙台合同庁舎へ移転 (法人本部の変更)</p> <p>7月 宮城県社会福祉会館閉館(入居の各福祉団体はみやぎハートフルセンターへ移転)</p>	<p>4月 改正児童福祉法施行</p> <p>4月 改正障害者総合支援法施行</p> <p>4月 改正精神保健福祉法施行</p> <p>4月 孤独・孤立対策推進法施行</p>

宮城県社会福祉協議会 三団体統合20周年記録誌

令和7年3月31日発行

編集発行 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
住所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
宮城県仙台合同庁舎8階
電話 022-779-7440
FAX 022-272-6800
URL <https://www.miyagi-sfk.net/>

